

萩市郷土博物館研究報告

第 13 号

萩市郷土博物館
2003



萩市郷土博物館研究報告

第 13 号

萩市郷土博物館

2003

萩市郷土博物館

目 次

大野毛利家上屋敷地隅矢倉の機能について

..... 樋口 尚樹 1

萩地方における西国観音靈場巡りと七觀音詣で

..... 清水 満幸 8

萩城及び城下町における瓦の諸相 (2) —御用瓦師と瓦町について—

..... 柏本 朝子 26

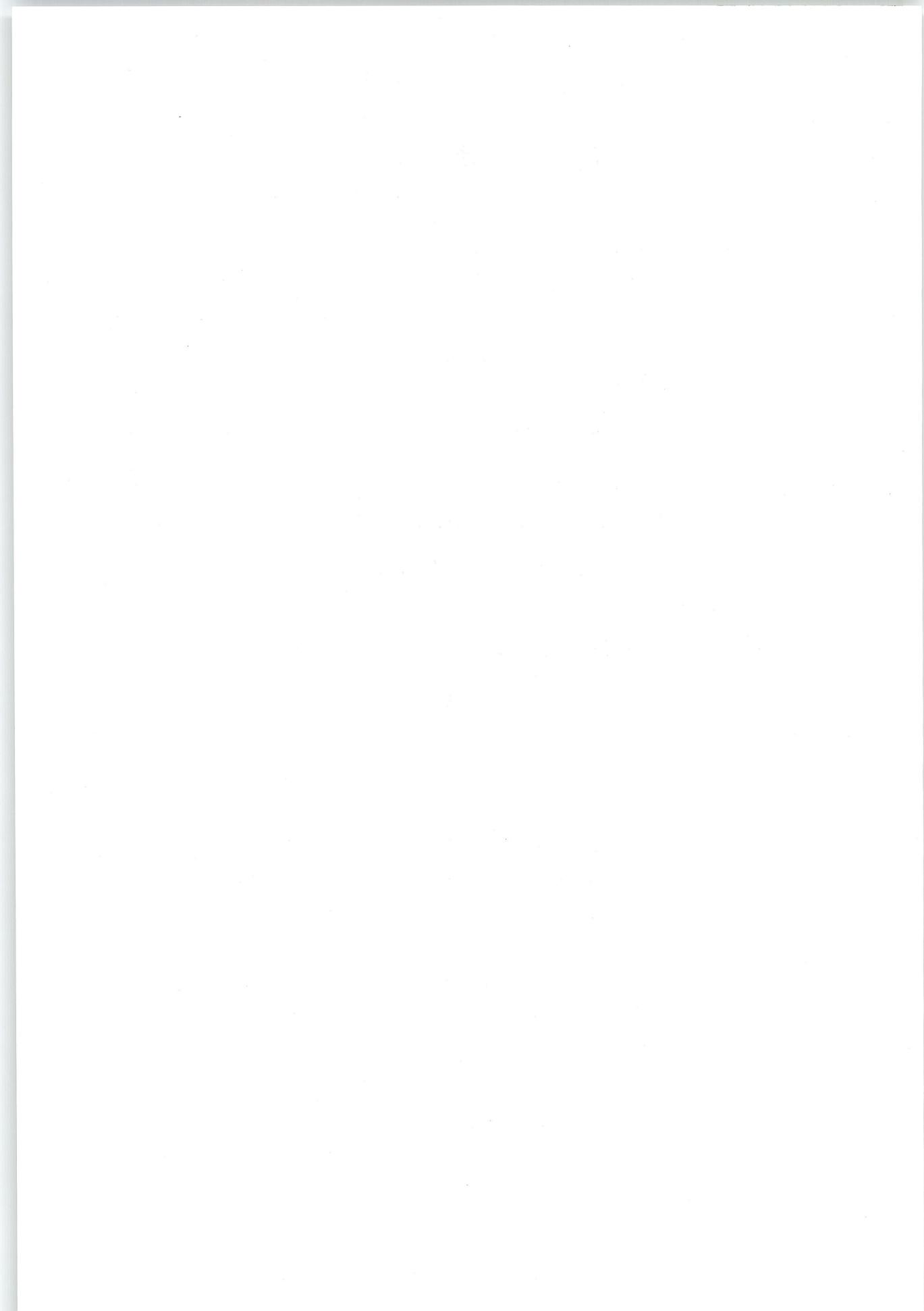
資料紹介 萩市郷土博物館所蔵の印章資料について

..... 柏本 秋生・柏本 朝子 40

史料紹介「武藏下総下野戦録」

—第一大隊二番中隊司令・萩藩士檜崎頼三の戦況報告書—

..... 道迫 真吾 (1)



大野毛利家上屋敷地隅矢倉の機能について

*樋 口 尚 樹

1. はじめに

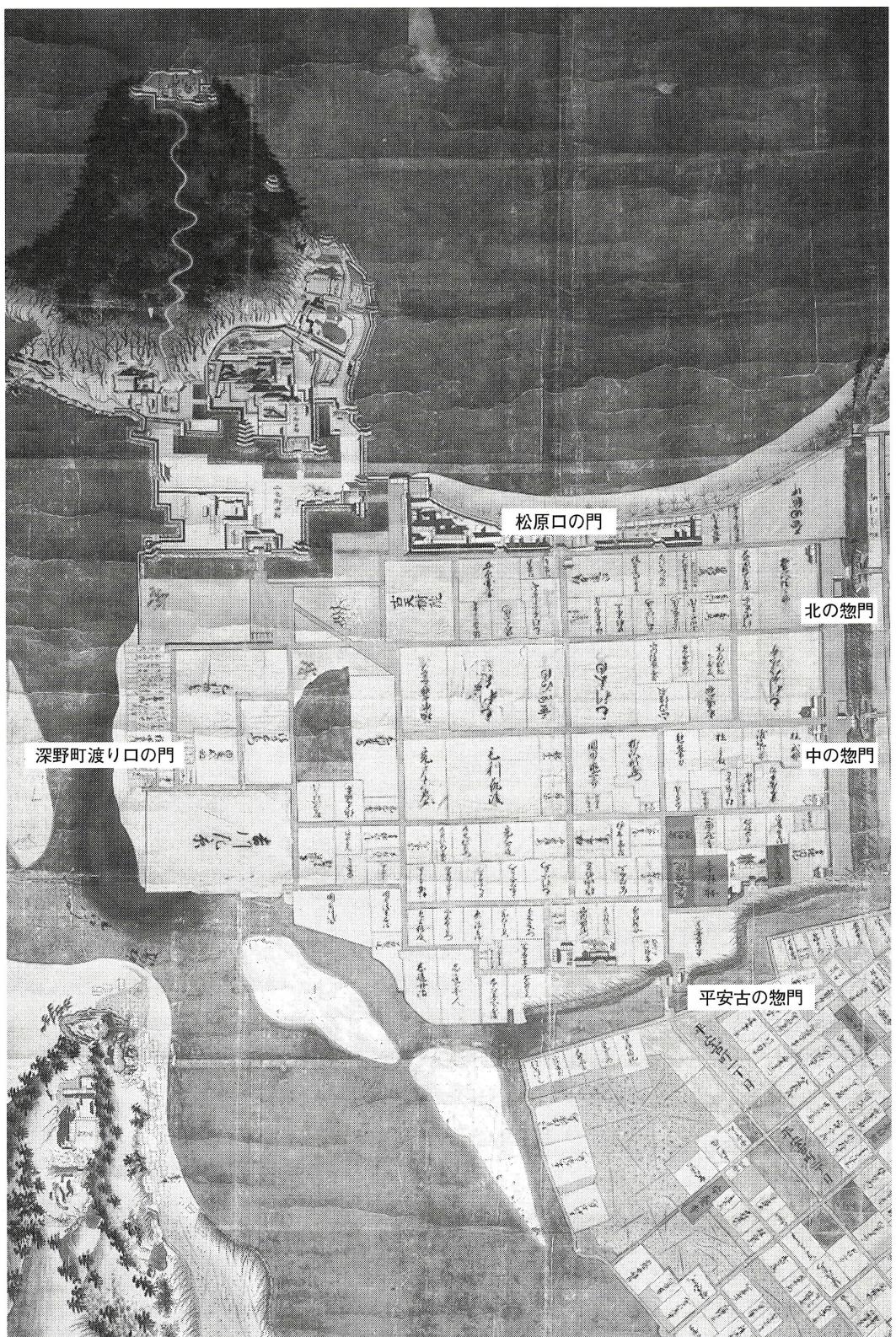
萩市では、平成16年（2004）11月11日の開館を目指して、萩市大字堀内355番地に博物館の建設を進めている。建設地は、旧萩城三の丸内にあり、萩藩主毛利家一門の大野毛利家上屋敷地跡に当たる。萩城三の丸（堀内）⁽¹⁾は、萩城の外堀内一帯の区域であり、藩の諸役所や重臣たちの上屋敷が建ち並ぶ、いわば藩の政治の枢要地区と位置付けられる。元文年間（1736～40）萩城下町絵図（図②）⁽³⁾や宝暦元年（1751）萩城下町絵図、嘉永年間（1848～53）⁽⁴⁾萩城下町絵図などを見ると、大野毛利家上屋敷の表は南側の堀内本町に面し、東側は大馬場に接していた。慶安5年（1652）⁽⁷⁾萩城下町絵図によると、大馬場は、萩城外堀の西側に沿って南北4町（約473m）の長さがあり、大馬場の東側脇には高さ3間（約6m）の土塁がそびえていた。大馬場は、「此所に諸士会して馬芸を效へり、故に馬場の号有、大と称するハ横堅ともに広遠なるを以て称する所なりと云」⁽⁸⁾とあるように、この場所が藩士たちの馬術の稽古場になっていたとともに、東西の幅は不明であるが、「広遠」であったために、三の丸への火災時の延焼を防ぐ防火帯ともなっていたと考えられる。

大馬場の北側には北の惣門、中央には中の惣門がそれぞれ設けられ、城内である三の丸と城外である城下町とを隔てる閑門の役割を果たした。また、三の丸の南側にも、平安吉の惣門（南の惣門）が設置され、これら三つの門を総称して「大手三つの門」と言った。大野毛利家上屋敷地は、上記、中の惣門の北西角に位置しており、屋敷地の南東隅には中の惣門と対峙する格好で、隅矢倉が建っていた。この隅矢倉は、昭和20年代前半（1945～50）まで遺存しており、大正12年（1923）11月に撮影された写真（図①）⁽¹⁾が伝えられている。写真によると、隅矢倉は二重矢倉で、入母屋造り、本瓦葺きであることがわかる。なお、大野毛利家の隅矢倉は写真や城下町絵図、伝承などをもとに、博物館の開館とあわせて同地に復元される。

本稿では、大野毛利家上屋敷地の隅矢倉のほかにも、同様の隅矢倉が萩城三の丸（堀内）に存在したことを見明らかにし、これら隅矢倉の機能と三の丸における位置付けについて考えてみたい。



図① 大野毛利家隅矢倉 大正12年（1923）11月撮影



図② 元文年間（1736～40）萩城下町絵図（部分 萩市郷土博物館蔵）

2. 萩城三の丸における隅矢倉

元文年間（1736～40）萩城下町絵図（図②）を見ると、萩城外堀の西側にある大馬場の東側の屋敷隅に5棟の隅矢倉が描かれているのがわかる。北側から「繁沢猪之助」（萩藩寄組、石高1094石余）上屋敷の北東角、「毛利彦次郎」（大野毛利家、萩藩主毛利家一門、石高8618石余）上屋敷の南東角、「桂式部」（萩藩寄組、石高1229石余）上屋敷の北東角、「栗屋帶刀」（萩藩寄組、石高4915石余）上屋敷の南東角、「有地内記」（萩藩大組、石高570石余）上屋敷の南東角にそれぞれ隅矢倉が配置されている。⁽⁹⁾また、同絵図には、三の丸北側中程にある「榎本遠江」（萩藩寄組、石高2234石余）上屋敷の北西角にも隅矢倉が描かれており、同絵図上では、三の丸には全部で6棟の矢倉が存在していたことがわかる。⁽¹⁰⁾絵図からも明らかのように、これらの隅矢倉はいずれも上屋敷の表側の左右どちらかの端に位置している。しかも、寄組繁沢家の隅矢倉は北の惣門、一門大野毛利家と寄組桂家の隅矢倉は中の惣門、寄組榎本家の隅矢倉は海浜への出入り口に当たる松原口の門とそれぞれ対峙している。

寛保2年（1742）藩に提出された「譜録 児玉主計広高」⁽¹¹⁾によると、平安古の惣門前の寄組児玉家（石高2243石余）上屋敷にも、屋敷の南角に「二階蔵」（隅矢倉）が存在したことが記されている。元文年間萩城下町絵図（図②）を見ると、児玉家の表側は南北方向にある。平安古の惣門を入ると、広い空地があり、その空地を見渡せる児玉家の南西角に隅矢倉が建っていたと推定される。

また、『防長地下上申』⁽¹²⁾中、元文5年（1740）藩に提出された「阿武郡川島庄石高境目書」には、萩藩主毛利家末家の岩国吉川家（石高6万石余）の上屋敷にも「角矢倉」（隅矢倉）が存在したことが記されている。元文年間萩城下町絵図（図②）によれば、岩国吉川家の上屋敷は、萩城三の丸南西隅の日本海との出入り口に当たる橋本川の河口に位置していた。『防長地下上申』によると、「川中より玉江船渡場之少シ上ミ岩国屋敷之角矢倉通之沖川中切、此所迄山田村との境ニテ御座候、（中略）右角矢倉と玉江地との川中より浜崎浦との境は、右川中より岩国屋敷角矢倉ノ鼻迄浜崎浦との境也」とあることから、吉川家の隅矢倉は上屋敷地の表側ではなく、裏手にあたる西側角にあったようである。

このように、萩城三の丸には、管見のところ絵図史料及び文献史料から、少なくとも8棟の隅矢倉が存在していたことが明らかとなった。そして、8棟の隅矢倉のいずれもが、外堀や海浜、河口、諸門という三の丸と他所とを区切る境界域に存在していたことを確認しておきたい。

3. 隅矢倉の機能と位置付け

宝暦10～13年（1760～63）頃に萩藩医鳥田智庵が著述した、『萩古実未定之覚』に三の丸に所在した隅矢倉に関して、次のような一文がある。

一今毛利彦次郎殿・桂・栗屋・繁沢・有地等之屋敷、矢倉と称して二階也、何用共不知也、

俗伝云、昔ハ片側土手の上にて壁並矢倉有之と也、秀就公御時代上使の節、三ノ丸土手の上に壁矢倉ハ御用捨可然との事にて、矢倉を除候節残念の事故、右之屋敷々々へ御立被成候由、云々、今も此矢倉修復の時ハ、公銀之出と云、虚実不知也⁽¹⁴⁾

すなわち、文中「毛利彦次郎」（一門大野毛利家）・「桂」（寄組）・「栗屋」（寄組）・「繁沢」（寄組）・「有地」（大組）の各屋敷とも、前述の元文年間（1736～40）萩城下町絵図（図②）に描かれるように、萩城外堀西側の大馬場沿いに位置し、北の惣門・中の惣門から三の丸に入る各街路の入口に当たっていた。これら屋敷の一隅にあって各街路の入口に位置していた隅矢倉は、二階建てであるという。しかも、これらの矢倉は当初、外堀の西側に沿った「土手」（土塁）の上に設けられていたという。初代萩藩主毛利秀就の時代、幕府の巡見使が来藩した際に、外堀の土塁の上に矢倉を置くことは必要ないという指示で解除したが、もったいないので各屋敷に移築したという。そして、現在もこれらの矢倉を修復する時には、藩の公銀が支出されているという。この話は、伝承の域を出ないが、外堀西側の土塁上の矢倉が萩城三の丸の軍事強化につながることを、幕府が危惧したことを窺い知ることができる。言い換えれば、これらの矢倉は三の丸の警備という軍事的機能を担わされていたと考えられるのである。しかも、これらの矢倉は各屋敷が所有する全く私的な建物ではなくて、修復の時には藩から公銀が支出されたとあるように、半ば公的性格を有した建物であったとらえることができる。

さらに、大野毛利家の上屋敷地に関して、「家譜別録 三」⁽¹⁵⁾中に次のような記載がある。

渡辺太郎左衛門上り屋敷、毛利右京進へ被遣候条、可有御引渡せ候、彼屋敷之儀は見付入口と申、第一右京進事、堀内ニ被為置度被思召、如此候、然は拝領屋敷家之儀ハ、銀子相調申様ニ承候、右京殿事ハ此屋敷被望候て、被為拝領たるニテハ無之候、見付入口之儀候、幸右京事堀内ニ被為置度との儀ニ付、被遣たる屋敷之儀ニ候

この史料は承応元年（1652）9月10日と推定されるが、堀内中の惣門北の角屋敷を寄組渡辺家（石高1154石余）に替わって、大野毛利家初代就頼（毛利右京進）が拝領した時のものである。⁽¹⁶⁾これによると、堀内中の惣門北の角屋敷は、「見付入口」と認識されていたことがわかる。だからこそ、就頼が自ら望んでこの屋敷地を拝領したのではなくて、藩主の意向によって与えられた屋敷だという。大野毛利家上屋敷地は、中の惣門に対峙する位置にあり、まさに三の丸の監視・警備上、重要な「見付入口」であった。したがって、大野毛利家上屋敷地の隅矢倉は、三の丸の「見付入口」としての監視・警備の役割を担っていたと考えられる。

また、前出の「譜録 児玉主計広高」には、平安古の惣門入口に位置した寄組児玉家の隅矢倉に関して、次のような記述がある。

一平安古御門入口御櫓無之、何その節不用心相見、只今迄御櫓無之子細ハ、以前御城御普請之節御手届兼打過申候、寛永年中より祖父元恒雖被成御移、前廉御城之絵図公儀被差出節御櫓無之、新規ニ造立不相成ニ付不克其儀、然処寛文七丁未五月十八日、高力右近

大夫殿萩御城為一見不慮被參候付御役人被差出、直ニ津和野被罷越ニ付何更も無之、ケ様之儀も有之付、為後年御門之見付櫓之心持ニテ平生之二階蔵建置可然之由御内意ニテ、御了簡借等就被仰付、三間梁・長九間之二階蔵早速取立之

すなわち、平安古の惣門の入口には隅矢倉がなく、不用心であった。というのも、萩城建設の際に、平安古の惣門の隅矢倉までは藩による設置が行き届かず、そのままになっていたからである。しかも、幕府へ提出した城絵図には隅矢倉が描かれておらず、寛永年間（1624～43）に児玉家がこの場所に移ってきたが、新規に隅矢倉を建設することは困難な状況であった。ところが、寛文7年（1667）5月18日、肥前島原藩主高力高長の参勤交替の一行が、突如山陽路から萩城下を迂回して石州へ向かうことになり、藩当局は最低線、三の丸から内へは一行を入れさせまいとして、厳重な警戒に当たった。⁽¹⁷⁾このような将来にわたる不慮の事態に備えるため、「御門之見付櫓」すなわち平安古の惣門を監視する矢倉として、「平生之二階蔵」すなわち表面的には通常の二階蔵（実質的には二重矢倉）を建設すべきだという藩主の意向に沿って、藩から借銀して隅矢倉を建設したという。このように、平安古の惣門前の寄組児玉家隅矢倉は、高力高長一行の来萩が契機となって、不測の事態に対処するために急遽設置されたもので、やはり三の丸の警備という軍事的な機能を持たされていたのである。

なお、平安古の惣門前の寄組児玉家屋敷地には、一時期、一門大野毛利家が居住していた。⁽¹⁸⁾「譜録 児玉主計広高」には、宝永2年（1705）10月22日の火災によって、平安古の惣門前の大野毛利家屋敷南角が類焼し、その後、隅矢倉を再建したとある。そして、大野毛利家4代元雅の時、堀内本町中の惣門北の角屋敷にこの隅矢倉を移築したという。児玉家は、大野毛利家のあと再び平安古の惣門前の屋敷地に移ることになるが、隅矢倉がないため、その建設を藩が指示し、享保7年（1722）に児玉家から藩に願い出る形で、屋敷の南角に「二階蔵」（隅矢倉）を再建した。

ところで、三の丸内に所在した隅矢倉と対峙していた、大手三つの門（北の惣門・中の惣門・平安古の惣門）や松原口の門では、具体的にどのような警備体制がとられていたのであろうか。「万治制法」中、万治3年（1660）3月1日に布達された大手三つの門に関する箇条によると、大手三つの門は晩の六つ時（午後6時）から朝の六つ時（午前6時）まで閉門され、夜間は通行手形によって往来することになっていた。このことは、荷物についても同様とされた。また、夜間に通行手形を持参しない者や、通行手形があっても不審な者がいれば、門番所に留め置いて注進することとし、場合によっては捕縛してもかまわないとされた。

万治元年（1658）4月22日には、萩城本丸・二の丸の諸門、及び大手三つの門、松原口の門へ、鉄砲・鎧・捻・杖・熊手など武具方の諸道具を配置している。大手三つの門には、それぞれの門ごとに鉄砲10挺・鎧5本・捻2本・杖10本、松原口の門には、捻1本・杖5本が配置された。⁽²¹⁾

さらに、時代は下るが、寛政4年（1792）幕府の国目付が来藩した際の質問に対する回答書によると、武具方所管の筒方や具足方から武具が貸し渡され、萩城の要害（指月山上）や本丸・二の丸の諸門、大手三つの門などにそれぞれ配備されていた。北の惣門には4匁3分玉鉄砲5挺、鉄砲薬100目、鉛4匁3分玉50個、軍弓3張、矢36本、鎧5本、鎌2本、棒5本、中の惣門には4匁3分玉鉄砲10挺、鉄砲薬200目、鉛4匁3分玉100個、軍弓5張、矢60本、鎧5本、鎌2本、棒5本、平安古の惣門には4匁3分玉鉄砲5挺、鉄砲薬100目、鉛4匁3分玉100個、軍弓3張、矢36本、鎧5本、鎌2本、棒5本がそれぞれ備えられていた。⁽²²⁾

岩国吉川家上屋敷の隅矢倉がある三の丸深野町渡り口においても、万治2年（1659）11月15日付けの当職榎本就時から江戸当役衆へ達した覚書⁽²³⁾によると、先年ここには門門があつて門番1人がいたが、門門が破損したため、門番もいなくなつた。その後、枝折門が設けられたが、これも大風雨で破損してしまい、門は全くなくなつた。ところが、当夏以来、西端の西ノ浜の方角に人が大勢集り物騒なので、再び枝折門を設置し、門番1人を置いた。⁽²⁴⁾

このように、大手三つの門、松原口の門、深野町渡り口の門とも番人が置かれ、通行人を取り締まるとともに、大手三つの門、松原口の門には武器も配備され、厳重な警備体制が敷かれていた。三の丸内に所在した8棟の隅矢倉は、これらの諸門と連動する形で、まさしく門の「見付」すなわち監視の役割を担っていたのである。言い換れば、大手三つの門に連動する6棟の隅矢倉は、外堀を隔てて城下との結節点にある「見付」の矢倉、松原口の門と深野町渡り口に連動する2棟の隅矢倉は、外海との出入り口にある「見付」の矢倉と位置付けられよう。

4. むすびにかえて

萩城三の丸（堀内）は、ただ単に藩の諸役所や重臣たちの屋敷が配置された空間としてだけではなく、城内の空間として果たした役割も重視したい。その意味で、今回は三の丸の軍事的な側面について、隅矢倉を素材に考えてみた。三の丸は軍事的には萩城を防衛する最前線として位置付けられ、三の丸内に所在した8棟の隅矢倉は、他所と三の丸とを区切る境界域を監視する機能を持っていたとともに、隅矢倉自体が三の丸内において萩城警備の一翼を担っていたのである。

また、今回は三の丸において8棟の隅矢倉のみしか確認できなかつたが、三の丸内の他の屋敷地にも隅矢倉が存在した可能性もある。今後、三の丸内に遺存する基礎石などの調査によって、その可能性を見出すことができるかもしれない。さらに、三の丸に遺存する基礎石や建造物、文献史料、絵図史料などを調査することによって、時代とともに変貌していった三の丸の景観や三の丸自体が持つ空間的な位置付けを少しずつ解き明かしていくことも、これからのが課題となる。

- 註 (1) 大野毛利家についての詳細は、『大野毛利家上屋敷跡発掘調査報告書』（仮称、2003年9月刊行予定）を参照。
- (2) 『萩古実未定之覚』（長周叢書、1891年、5ページ）に、「三の堀はを御城内と可謂也、今是を堀内と云ふ」とある。なお、堀内地区（旧萩城三の丸）は、往時の地割をよく残し、土堀や長屋・長屋門などが歴史的風致を形成しているとして、その大部分の地域が昭和51年（1973）国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。
- (3) 萩市郷土博物館蔵
- (4) 山口県文書館蔵（毛利家文庫58絵図411）
- (5) 個人蔵
- (6) 堀内本町は、藩主が参勤交替の際に利用する御成道に当たり、江戸期には現在の約2倍の道幅があった。
- (7) 山口県文書館蔵（毛利家文庫58絵図414）
- (8) 「嶋棟分間図説」（多賀社文庫63、山口県文書館蔵）
- (9) 大馬場の北詰に位置した永代家老益田家には、物見矢倉と称される長屋が現存する。
- (10) 前掲（4）の宝暦元年（1751）萩城下町絵図では、大馬場沿いの寄組繁沢家の北東角、一門大野毛利家の南東角、寄組桂家の北東角、大組有地家の南東角にそれぞれ隅矢倉が描かれている。また、天保5年（1834）から起稿された『八江萩名所図画』には、三の丸の大馬場が描かれるが、その図中、中の惣門を入って堀内本町の入り口角の右側に大野毛利家の隅矢倉、左側に寄組桂家の隅矢倉がそれぞれ描かれている。
- (11) 山口県文書館蔵（毛利家文庫、23譜録こ27 3の1）
- (12) 『防長地下上申 第四巻』（マツノ書店、1980年）
- (13) 前掲（12）（356ページ）
- (14) 『萩古実未定之覚』（長周叢書、1891年、7ページ）
- (15) 県史編纂史料122-3（山口県文書館蔵）
- (16) 大野毛利家がこの屋敷地を拝領した経緯については、前掲（1）を参照。
- (17) 高力高長一行の来萩については、『萩市史 第一巻』（萩市、1983年）の315～316ページを参照。
- (18) 大野毛利家の屋敷地の変遷については、前掲（1）を参照。
- (19) 正徳4年（1714）6月15日、毛利元直が大野毛利家の家督を継いで大野毛利家3代となり、同年6月23日、堀内本町中の惣門北の角屋敷を拝領した。しかし、同年9月3日に元直が死去したので、同年11月26日、元雅が大野毛利家の家督を継いだ。
- (20) 『山口県史料 近世編法制上』（山口県文書館、1976年、104～105ページ）
- (21) 「大記録 四」（毛利家文庫55旧記3 131の4、山口県文書館蔵）
- (22) 「寛政御国目付工御答一件」（毛利家文庫2 柳営24 12の1、山口県文書館蔵）
- (23) 「大記録 四十」（毛利家文庫55旧記3 131の40、山口県文書館蔵）
- (24) 元文年間（1736～40）萩城下町絵図（図②）を見ると、三の丸南西隅に位置する吉川左京（岩国吉川家）の上屋敷の北西隅に簡素な門が描かれている。

萩地方における西国観音霊場巡りと七觀音詣で

※清水満幸

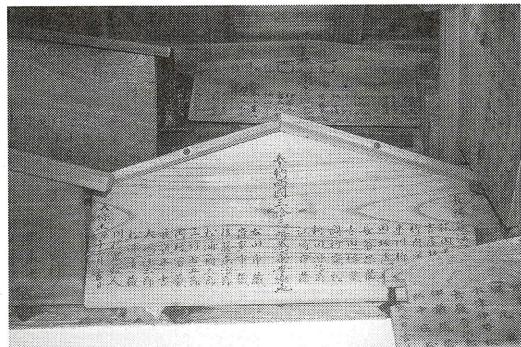
1. はじめに

かつて萩地方においては、講のような仲間組織を結成し、近畿を中心とした西国観音霊場巡りを行っていた。この仲間組織をドウギョウ（同行）と呼ぶ。同行は、伝承によれば、町や集落単位、あるいは同業者単位で組織され、比較的年齢が近い者で構成されていたとされる。一般的に同行は、青年男子で組織されることが多く、農家の長男のみ参加が許されたとする地域もある。

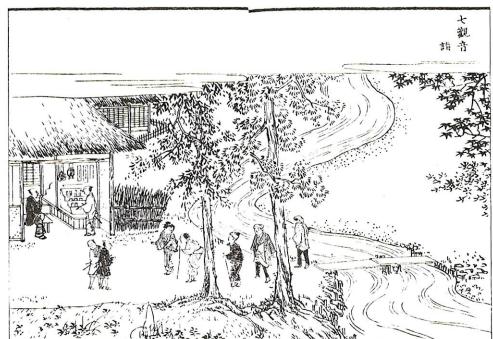
地域の青年を西国観音霊場巡りに行かせるために、地域として頼母子により資金を調達したとか、交通事情が良くない頃に、地域の青年が寝食苦労と共にしながら、7週間余を費やして西国観音霊場巡りを行ったこと等が伝えられている。信仰を目的とした霊場巡りではあるが、地域の担い手を養成するといった側面もあったようである。

萩地方における西国観音霊場巡りの起源については、資料が乏しく現在のところ詳らかではない。これまで、観音霊場巡りから帰った同行一行が、萩市内の観音を祀る寺や堂にお礼参りして奉納したと考えられる木札から、1800年代初め頃には既に始まっていたのではないかと推察してきた。しかしその実態については、実際に同行による霊場巡りを経験した方々からの断片的な伝承しか得られておらず、依然として不明な点が多い。

また萩地方においては、城下町とその周辺に所在する7カ所の観音を祀る寺や堂に詣でる、いわゆる萩七觀音詣でが、この西国観音霊場巡りとともに、江戸時代から盛んに行われていたとされる。これも起源や実態は詳らかではないが、江戸時代の末にまとめられた『八江萩名所図画』⁽¹⁾には、武士を含めた老若男女の観音参詣の様子を描いた「七觀音詣」の図が挿入されている。伝承によれば比較的最近まで、観音縁日の17日であるとか、気候の良い時期や農繁期の前後などに、萩市内やその周辺から、弁当を携えて七觀音に詣でる者や小さなグループが多く



同行奉納札



七觀音詣の図（『八江萩名所図画』）

あったとされる。7カ所の寺や堂は1日で歩いて廻ることができる範囲にあり、七觀音詣では行楽的側面もあったようである。

いずれも江戸時代に既に成立していたと考えられる萩地方の西国觀音靈場巡りや七觀音詣ですが、起源や実態を明らかにするためには今後の資料蓄積が望まれる。以下では、七觀音に関わりのある市内の觀音堂から、最近見いだすことができた木札や額について報告し、萩地方における西国靈場巡りや七觀音詣でに関する基礎資料としたい。

2. 福聚院資料

萩市後小畠の福聚院觀音堂は、萩七觀音の一つとされ、現在、後小畠町内会で維持管理されている。『防長風土注進案』⁽²⁾によれば、本尊は行基作と伝えられる聖觀音で、堂の創建は弘仁2年（811）のこととされる。江戸時代の末頃にまとめられた『八江萩名所図画』では、浦小畠（現在の萩市中小畠）觀音堂の十一面觀音が、萩七觀音の第5番目とされている。しかし、上述した西国觀音靈場巡り成就お礼参り奉納札で、『八江萩名所図画』成立年代より古い物が存在すること、及び多くの伝承から、この福聚院を萩七觀音の一つとする立場をとってきた。

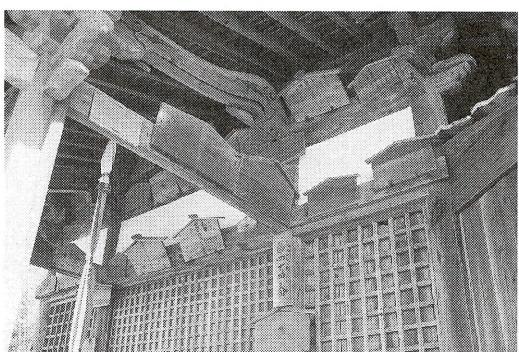
福聚院の聖觀音は、21年に一度ご開帳供養があり、次回が平成15年（2003）3月末に予定されている。そのため町内会では、ご開帳実行委員会を組織してご開帳供養に備えてきたが、その過程で觀音堂の補修を行うこととなった。そして平成14年（2002）に明治38年（1905）以来およそ100年ぶりとされる、屋根の葺き替え、軸体の補強や外装補修が施された。

その際に、觀音堂内部に掲げられていた額や庇近くに打ち付けられた奉納札を記録する機会を得た。お礼参りで奉納された札は、基本的に五角形の板材で、表の中央上部に奉納の目的が記され、その下に同行の出身地、同行の姓名、奉納日時が記される。無事の帰着を感謝、記念して札を奉納したとされるが、二世安樂の為西国三十三所に奉納ということで、同様のものを靈場に奉納した可能性を指摘できる。

奉納札は、觀音堂の庇の下や外部板壁等に、順不同で掲げられたり打ち付けられたりしていたが、以下では、記録することができた札の記された奉納日の古いものから順に報告する。な



福聚院觀音堂



奉納された札

お、明治時代以前に奉納された札の内、壁などに打ちつけられたものの殆どに、和釘が用いられていた。⁽⁴⁾

《資料1：奉納札》

1. (中) 奉納西國三拾三所諸願成就

(下) 長州萩東田町住 渡邊治仰右衛門 同行十六人

寶歷七丑ノ六月十七日

(1757年)

2. (中) 奉納西國三拾三所諸願成就

(下) 長州萩東田町住 藤井三右衛門 同行十六人

寶歷七丑ノ六月十七日

(1757年)

3. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂

(下) 長州萩城下住人 (以下姓名略、11名)

文政十三庚寅三月吉日

(1813年)

4. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂也

(下) 萩濱崎町住人 (以下姓名略、12名)

文政十一年子ノ六月吉日順礼

(1828年)

(裏) 迷悟三界城

悟故十方空 西國巡礼

本来無東西 同行中 啓白

何處有南北

5. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂也

(下) 長陽萩濱崎 (以下姓名略) 同行貳拾人

天保十一庚子二月吉日

(1840年)

(裏) 南無大慈大悲觀世音菩薩 小畠

6. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂

(下) 前小畠住人 (以下姓名略) 同行七人

天保十二年二月(カ)

(1841年カ)

7. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂為也
(下) 萩魚店町住人 (以下姓名略) 同行二拾三人
弘化□年三月 (1844~48年)
8. (中) 奉納西國三十三所為二世安樂
(下) 長州萩濱崎町住 (以下姓名略、10名)
弘化三午正月吉日 (1846年)
9. (中) 奉納西國三拾三ヶ所
諸願成就為二世安樂
(下) 萩香川津村 (以下姓名略) 同行七人
弘化三丙午四月吉日 (1846年)
10. (中) 奉納西國三十三ヶ所為二世安樂也
(下) 萩濱寄町住 (以下姓名略、12名)
嘉永七寅正月吉日 (1854年)
(裏) 鶴江
11. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂也
(下) 萩濱寄町住 (以下姓名略、5名)
嘉永七寅正月吉日 (1854年)
(裏) (判讀不能)
12. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂也
(下) 萩青海村住人 (以下姓名略) 同行七人
安政丙辰ノ□月 (1856年)
13. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂也
(下) 萩濱崎町住人 (以下姓名略、13名)
安政五年午正月吉祥日 (1858年)
(裏) (判讀不能)

14. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 萩上野住人 (以下姓名略) 同行七人
安政六年二月吉日 (1859年)
15. (中) 奉納西國三拾三ヶ所
(下) (以下姓名略) 同行五人
明治四辛未六月 (1871年)
16. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 萩城下住人 (以下姓名略) 同行拾五人
明治五壬申二月吉日 (1872年)
17. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 長州明木市 (以下姓名略) 同行拾八人
明治五壬申五月 (1872年)
18. (中) 奉納三拾三所爲二世安樂
(下) 萩霸河添住 (以下姓名略) 同行十壹人
明治五年壬申歲五月 (1872年)
19. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 橋本町 (以下姓名略) 同行六人
明治六年酉三月 (1873年)
20. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 萩香川津村・前小畠村 (以下姓名略) 同行十七人
明治六酉六月 (1873年)
21. (中) 奉納西國三拾三所爲二世安樂
(下) 萩御許町住人 (以下姓名略) 同行七人
明治六癸酉七月 (1873年)
(裏) 四番 小畠

22. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 唐樋町・御許町・東田町住人 (以下姓名略) 同行拾七人
明治九年子七月 (1876年)
23. (中) 奉納西國三拾三所二世爲安樂
(下) 萩古萩町田町下五間町 (以下姓名略) 同行拾一人
明治十四年辛巳三月吉日 (1881年)
24. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 川嶋村住 (以下姓名略) 同行拾式人
明治十四町十月日 (1881年)
(裏) 鶴江
25. (中) 奉納西國三十三ヶ所順礼
(下) 阿武郡明木村住人 (以下姓名略) 同行卅四人ノ内拾七名
明治参拾年四月十八日 (1897年)
26. (中) 奉納西國三十三ヶ所二世爲安樂
(下) 阿武郡三見村中山 (以下姓名略) 同行十二人
大正十□年四月 (1922~26年)
27. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 長門國萩川島 (以下姓名略) 同行貳拾壹人
昭和三年三月 (1928年)
28. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 萩町□□ (以下姓名略) 同行十四人
昭和五年四月 (1930年)
29. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂
(下) 山口縣萩市沖原住人 (以下姓名略) 同行拾壹人
昭和九年五月十五日 (1934年)

30. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 萩市川島 (以下姓名略) 同行十人
昭和二十四年四月吉日 (1949年)
31. (中) 奉納西國三十三ヶ所巡拝為二世安樂
(下) 萩市笠屋 (以下姓名略) 同行八人
昭和二十七年三月 (1952年)
32. (中) 奉納一〇西國三十三ヶ所巡拝
(下) 萩市河内 (以下姓名略) 同行十五人
昭和二十八年三月 (1953年)
33. (中) 奉納西國三十三所為二世安樂
(下) 萩市川島 (以下姓名略) 同行十四人
昭和廿八年四月 (1953年)
34. (中) 奉納西國三十三ヶ所二世安樂
(下) 長門國萩□□ (以下姓名略) 同行二十一名
昭和参一年拾月八日 (1956年)
35. (中) 西國同行萩七觀音巡礼
(下) 川上村 (以下姓名略、10名)
昭和三十三年五月吉日 (1958年)
36. (中) 奉納西國三十三ヶ所為二世安樂
(下) 萩市川島 (以下姓名略) 同行拾人
昭和三十五年四月、日 (1960年)
37. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 山口縣萩市椿□□ (以下姓名略) 同行十五人
昭和三十六年二月吉祥日 (1961年)

38. (中) 奉納西國三十三ヶ所巡拝

(下) 萩市沖原 (以下姓名略) 同行二十三名

昭和三十六年三月十八日

(1961年)

39. (中) 奉納西國三十三所巡礼為二世安樂

(下) 萩市青梅、椿、桜江 (以下姓名略) 同行式拾人

昭和三十六年三月吉日

(1961年)

40. (中) 奉納西國三十三ヶ所巡拝二世安樂也

(下) 萩市椿笠屋 (以下姓名略) 同行七人

昭和三十六年四月八日

(1961年)

41. (中) 奉納西國三十三ヶ所順拝

(下) 山口県萩市大屋 (以下姓名略) 同行八名

昭和三十六年九月廿九日

(1961年)

42. (中) (判読不能)

(下) (以下姓名略) 同行十六名

昭和三十六年九月十七日

(1961年)

43. (中) 奉納西國三十三ヶ所爲二世安樂

(下) 山口県長門國阿武郡明木 同行十七人

明治□□年□月十三日

(?年)

44. (中) 奉納西國三拾三ヶ所爲二世安樂

(下) 萩城下 (以下姓名判読困難、4人)

(奉納年判読不能)

(?年)

45. (中) 奉納西國三十三ヶ所爲二世安樂

(下) 阿武郡中津江 (以下姓名略) 同行二十三人

(奉納年判読不能)

(?年)

46. (中) 奉納西國三拾三ヶ所

(下) 萩□ 萩後小畠村 (以下姓名判読不能)

(奉納年判読不能)

(?年)

上記奉納札の他に、観音堂内部に木額や絵馬などが掲げられていたが、これについても改修を機に取り外し清掃が行われた。日頃は高所に掲げられ、線香や蠟燭の煤が付着し細部の確認が難しかったものだが、この度、福聚院と萩七觀音との関連を伺わせる木額を確認することができた。



取りはずされた木額

《資料2：木額》

(額面)

當所七觀音次第不同

- 一番 玉江 観音院 (詠歌)
- 二番 日輪山 南明寺 (詠歌)
- 三番 龍藏寺 (詠歌)

(觀音像？判別困難)

- 四番 松本 観音堂 (詠歌)
- 五番 小畠 観音堂 (詠歌)
- 六番 鶴江山 音聲寺 (詠歌)
- 七番 鮎 鶴林寺 (詠歌)

元禄六己亥西六月十七日 願主近原伊右衛門信心施主廿人

(額縁)

五番小畠觀音堂

以上の福聚院資料の内、奉納札の奉納年月日について概観してみると、まず奉納札1、奉納札2が注目される。宝暦7年(1757)6月17日、いずれも東田町住人の同行一行により奉納された札だが、これまで確認されていた札の中では最も古い奉納年月日となっている。これらの札の上に別の札が打ち付けてあったため未確認であったのだが、これにより、萩地方における西国靈場巡りの開始時期は江戸時代の中頃まで逆上る可能性を指摘できる。

以下その他の札の奉納年月日については、1800年代前半が7枚、1850年から幕末までが5枚、

明治初年から1900年までが11枚、1900年から第二次世界大戦前までが4枚、戦後から1961年までが13枚、不明4枚となっている。

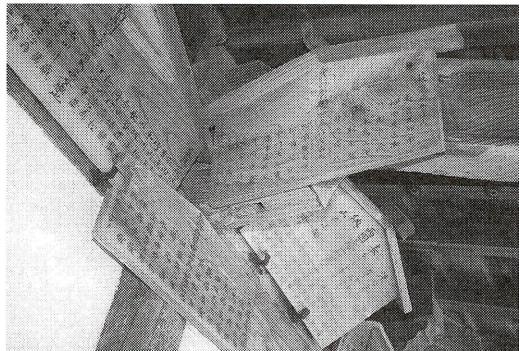
また奉納月日については、8月、11月、12月を除く各月が認められ、3月が10枚、4月が8枚、2月と6月とが各5枚で比較的多い奉納となっている。奉納日まで記された札は少なく、17日の観音縁日の奉納が少数認められる。

同行の出身地について概観してみると、単に萩城下と記されたものから、阿武川三角州内旧城下の町屋地域である東田町、浜崎町、魚店町、橋本町、御許町、唐樋町、古萩町、田町、下五間町、同じく三角州内の河添、川島、城下周辺地域である前小畠、後小畠、香川津、上野、中津江、沖原、大屋、笠屋、河内、椿、青海、桜江、明木村、三見村、川上村などの地域名を認めることができる。

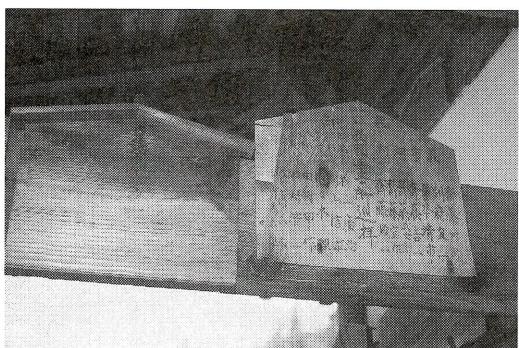
奉納札の数が多くないので一概には判断できないが、幕末期までの同行の出身地は城下の町屋地域が多く、1900年代に入ってからは農村地域が多くなっているようである。また同行の出身地域と奉納月日の関連を見ていくと、農村の場合は3月から5月が多く、浜崎町の場合は1月ないしは2月となっており興味深い。

同行の人数については、5名から23名まで幅があり、特に傾向は認められない。

福聚院資料の木額については、小畠の観音堂が萩七觀音の5番目であることを示しており興味深い。先に述べたように、『八江萩名所図画』では浦小畠観音堂の千手觀音が萩七觀音の5番目とされており、一方で伝承や奉納物からは、この福聚院の聖觀音が七觀音の一つとされてきた。額面の中央には觀音像が描かれているが、残念ながら剥落により判別ができない。ただ、7カ所の觀音を祀る寺や堂を記した後に、「元禄六（1693）己酉六月十七日 願主近原伊右衛門信心施主廿人」と木額の奉納日が記されており、萩地方の七觀音詣でが元禄年間に既に成立していたことが認められる。西国觀音靈場巡りよりも早い時期の成立で、この七觀音詣でが後に西国靈場巡りに発展した可能性を指摘できる。



江戸時代の奉納札



ベニア板の奉納札

3. 江月庵資料

萩市鶴江の江月庵は、『城下町の寺と人物（萩市寺院名鑑・新版）^{〔5〕}』によれば、同じく鶴江台

にあった音声寺の觀音堂で、幕末の文久年間に寺ともども焼失したものを再建したものとされる。

音声寺は、寛文9年（1669）に創建された善芳院に始まり、元禄2年（1689）に鶴江台に移転し鶴江山音声寺と改号したとされる。『八江萩名所図画⁽⁶⁾』によれば、音声寺觀音堂の本尊は聖徳太子作の聖觀音で、七觀音の一つにして第6番目とされる。上述したように焼失のため、明治初年に市内の常念寺に合併されて廃寺となるが、後に焼け跡から掘り起こされた觀音像を祀る堂宇が建立され、これが江月庵となる。

音声寺改め江月庵となってから後も、伝承によれば萩七觀音の一つとして参詣の対象となっていたとされる。ここにも西国觀音靈場巡りから帰った同行一行はお礼参りに参詣しており、多くの札を奉納している。それら奉納札は、後小畠の福聚院と同様に觀音堂の庇近くに掲げられたり打ち付けられたりしていたが、最近の改修の折りに取り外され、雨水のかからない比較的乾燥した床の下などに積まれて保管されていた。

今回、これらについても調査する機会を得たが、残念ながら腐食が著しいと判断されたものが、改修時に建築業者により処分されていた。しかし、觀音堂再建時頃から今日までの札が相当数存在し、萩地方における西国觀音靈場巡りとそのお礼参りの実態について、ある程度推測できる良い資料となっている。以下、奉納年月日の古い順に報告する。

《資料3：奉納札》

1. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 萩土原住人 (以下判読困難、7名)

明治四未二月

(1871年)

2. (中) 奉納萩七觀音國同行中

(下) 阿武郡明木村住人 (以下判読困難、29名)

明治四辛未ノ五月吉日

(1871年)

3. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 萩大谷住人 (以下判読困難、11名)

明治四未年

(1871年)



鶴江音聲寺の図（『八江萩名所図画』）

4. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) □城下住人 (以下姓名略) 同行拾五人

明治五壬申二月吉日

(1872年)

5. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) □濱崎町住人 (以下姓名略) 同行貳拾壱人

明治五壬申歲三月吉日

(1872年)

6. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 萩小畠村住人 (以下姓名略) 同行七人

明治五壬申五月吉祥日

(1872年)

7. (中) (破損) 西國三拾三箇所為二世安樂

(下) 萩□江浦住人 (以下姓名略) 以上拾九人同行

明治五壬申九月

(1872年)

8. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 萩前小畠住人 (以下姓名略) 同行十二人

明治五壬申

(1872年)

9. (中) 奉納西國三拾三ヶ所二世為安樂也

(下) 山口縣長門國濱壽町 (以下姓名略) 同行七名

明治五年

(1872年)

10. (中) 奉納國國三拾三所為二世安樂

(下) 萩濱崎町住人 (以下姓名略) 同行拾八人

明治六酉二月吉日

(1873年)

11. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 橋本街 (以下姓名略) 同行六人

明治六年酉三月

(1873年)

12. (中) 奉納
(下) 萩越ヶ浜 (以下姓名判読不能、45名)
明治六癸酉七月吉日 (1873年)
13. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) □御許町住人 (以下姓名略) 同行七人
明治六癸酉七月 (1873年)
(裏) 七番 □江
14. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂也
(下) 阿武郡第四區住 (以下姓名判読不能) 同行拾四人
明治七甲戌二月吉日 (1874年)
(裏) 南無大慈大悲觀世音菩薩 六拾五歳筆 鶴江
15. (中) 寄進奉西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 椿西分笠屋両村住人 (以下姓名略) 同行二十人
明治七戌二月 (1874年)
16. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) □青海濁渦桜江椿 (以下姓名略) 同行三拾八人
明治七戌八月吉日 (1874年)
17. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 萩雜敷丁 (以下姓名略) 大同行拾人
明治七年 (1874年)
18. (中) 西國三拾三ヶ所為安樂
(下) (姓名判読不能、7名)
明治八亥八月吉祥日 (1875年)
19. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 山口縣萩前小畠村 (以下姓名判読不能) 同行拾人
明治九子五月 (1876年)

20. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 椿西分笠屋村住人 (以下姓名略) 同行八人
明治九年五月 (1876年)
21. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 唐樋町住人 (以下姓名略) 同行拾七人
明治九年子七月 (1876年)
22. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 土原 (以下姓名略) 同行拾壱人
明治九年 (1876年)
23. (中) 奉納西國三拾三ヶ所二世為安樂
(下) 山口縣下阿武郡萩上野村 (以下姓名略) 同行十五人
明治拾壹年七月 (1878年)
24. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 萩後小畠住人 (以下姓名略) 同行拾貳人
明治拾三年八月吉日 (1880年)
25. (中) 奉納西國三拾三ヶ所二世為安樂
(下) 萩下土原村 (以下姓名略) 同行五人
明治十四年巳七月十二日 (1881年)
26. (中) 奉納西國三拾三ヶ所二世為安樂
(下) 椿町金谷 (以下姓名略) 同行貳拾七名
明治拾五年六月 (1882年)
27. (中) 奉納西國三拾三ヶ所二世安樂之為
(下) 雜式丁 (以下姓名略) 同行六人
明治十五念午八月一日 (1882年)

28. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 青海濁渦櫻江 (以下姓名略) 同行十八人
明治十五年 (1882年)
29. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 山口縣阿武郡山田村山田 (以下姓名判讀不能、18名)
明治拾七年 (1884年)
30. (中) 奉納西國三拾三所為二世安樂
(下) 萩川嶋村 (以下姓名略) 同行貳拾貳人
明治二拾二年五月 (1889年)
31. (中) 奉納西國三拾三所為二世安樂
(下) 萩青海濁渦椿村住人 (以下判讀困難) 同行廿二人
□□廿二年□□ (1889年か)
32. (中) 奉納西國三拾三ヶ所二世為安樂
(下) 山口縣阿武郡□土原村 (以下姓名略) 同行五人
明治廿五年七月 (1892年)
(裏) 參
33. (中) 奉納西國三十三ヶ所二世安樂
(下) 椿鄉西分村霧口 (以下姓名略) 同行拾七人
明治廿六年陰曆二月 (1893年)
34. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 萩松本橋筋船津住 (以下姓名略) 同行拾壹人
明治貳拾六年七月 (1893年)
35. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂
(下) 山口縣長州阿武郡椿鄉西分村宇霧口住人 (以下姓名略) 同行拾一人
明治三十年四月十四日 (1897年)

36. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 山口縣阿武郡椿鄉西分村字沖原住人 (以下姓名略) 同行貳拾壹人
明治參拾年旧五月廿八日 (1897年)

37. (中) 奉納西國為二世安樂

(下) 長門國阿武郡明木住人 (姓名判読不能、10名)
明治三十二年陰曆四月□旬 (1899年)

38. (中) 奉納西國三十三ヶ所為二世安樂

(下) 山口縣阿武郡椿鄉西分村字沖原住人 (以下姓名略) 同行十四人
明治四十年□□ (1907年)

39. (中) 奉納西國三拾三ヶ所二世為安樂

(下) 山口縣長門國萩濁瀬 (以下姓名略) 同行九人
明治四拾二年七月 (1909年)

40. (中) 西國三拾三ヶ所巡拝

(下) 萩市沖原 (以下姓名略) 同行二十三名
昭和二十六年三月十八日 (1951年)

41. (中) 奉納西國三拾三ヶ所巡拝為二世安樂

(下) 萩市笠屋 (以下姓名略) 同行八人
昭和二十七年三月 (1952年)

42. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 萩市川島 (以下姓名略) 同行十四人
昭和廿八年四月 (1953年)

43. (中) 奉納三十三所巡拝二世安樂

(下) 萩市椿笠屋 (以下姓名略) 同行七人
昭和三十五年二月六日 (1960年)

44. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 萩市川島 (以下姓名略) 同行十人

昭和三十五年四月吉日

(1960年)

45. (中) 奉納西國三十三ヶ所巡礼為二世安樂

(下) 萩市青海椿桜江 (以下姓名略) 同行式拾人

昭和三十六年三月

(1961年)

46. (中) 奉納西國三拾三ヶ所為二世安樂

(下) 山口縣萩市椿村沖原 (以下姓名略) 同行十五人

昭和三十六年四月吉祥日

(1961年)

47. (中) 奉納西國卅三所為二世安樂

(下) 山田村字□□□住人 (以下姓名判読困難) 同行拾九人

明治□拾八年□一月□□

(不明)

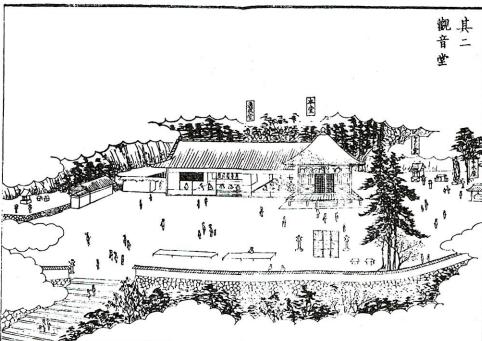
以上、江月庵への奉納札の奉納年を概観してみると、明治4年（1871）から1900年までが37枚、1900年から第二次世界大戦前までが2枚、戦後から昭和36年（1951）までが7枚、不明が1枚となっている。明治時代前半の奉納札が、ある程度まとまって伝えられており、当時の萩地方における西国観音靈場巡りの実態を推察できる資料となっている。

これら明治時代前半の奉納札によると、同行の出身地は、旧城下町屋地域の浜崎町、橋本町、御許町、唐柵町と、農村地域である土原、川島、大谷、沖原、笠屋、青海、濁瀬、桜江、椿、雜式町、金谷、小畠、前小畠、後小畠、上野、山田村、明木村、漁村地域の鶴江、越ヶ浜などとなっている。この時期には、農村地域で西国観音靈場巡りが盛んであったことが指摘できる。

戦後においても同様で、川島、沖原、笠屋、青海、椿、桜江など出身地域名が認められ、農村地域で西国観音靈場巡りが行われていたことが分かる。

奉納月日については、10月、11月、12月を除く各々の月日が認められる。1月、6月、9月は各1枚で、他の月については特に多寡があるとは認めがたい。ただ戦後については、上述したように農村地域からの奉納が多く、その奉納月日は2月から4月となっており興味深い。

(未完)



七觀音の一つ、南明寺觀音堂の図（『八江萩名所図画』）



南明寺觀音堂の図部分、奉納札が描かれている。

註

- (1) 『八江萩名所図画』は、萩藩士木梨恒充により、天保5年（1834）に起稿されたものとされる。萩の城郭や神社、仏閣、名所、当時の人々の生活の一端などが、画とともに紹介されている。
- (2) 『防長風土注進案』は江戸時代の末期、弘化2年末の成稿とされる。同書第二〇巻當島宰判によれば、「後小畠觀音堂一宇（中略）右本尊正觀音御木像御長貳尺行基菩薩御作、弘仁貳年堂宇造立之由ニ御座候事」とある。
- (3) 『八江萩名所図画』六巻によれば、「浦小畠觀音堂浦町の中程山に傍ひてあり。本尊十面觀世音菩薩は萩七觀音の一にして第5番目とす」とある。
- (4) 萩地方における和釘（角釘とも称す）の使用は、明治時代30年代までとされる。
- (5) 『城下町の寺と人物（萩市寺院名鑑・新版）』（萩市仏教会・萩市佛教文化研究会、1999年）
- (6) 『八江萩市名所図画』によれば、「鶴江山常念仏音声寺觀音堂、本堂の左にあり。本尊正觀音聖徳太子御作。脇士薬師如来、子安觀音の二尊は弘法の作なり。又當堂は七觀音の一にして第六番目とす」とある。

萩城及び城下町における瓦の諸相（2）

—御用瓦師と瓦町について—

*柏 本 朝 子

1. はじめに

萩市では、毛利氏の萩開府400年を記念し、平成16年11月11日に新博物館の開館が予定されている。現在開館にむけて、収蔵資料の再調査及び整理を進めており、瓦も分類の最中である。その中には萩城の瓦と伝えられる一群も含まれている。しかしその大半は、戦前に採集されたものであり、いずれも発掘調査に伴う遺物ではないため、正確な採集場所や来歴など資料についての情報に乏しい状況にある。

前稿では、萩に移入されたと考えられる「堺瓦」について考察した。⁽¹⁾その結果、これまで築城当時の瓦とされてきた「堺谷伝兵衛」や「堺北喜十郎」等の刻印を有する瓦は、寛政年間の萩城天守閣の修築により、新たにもたらされたものであることがほぼ明らかとなった。

萩で確認される堺瓦は、刻印があり品質的にみて上級品とみられることから、他の瓦との分別が可能である。そこで次の作業として、在地瓦について考えてみたい。本稿では、瓦師に関する文献資料と絵図等の整理を試みる。また、町名として「瓦町」が現存しているが、その由来についても検証してみたい。

2. 萩藩の「御用瓦師」について

堺瓦と同様、萩における瓦生産を考える際の基本文献となるのが、山本勉弥氏の『萩乃瓦』⁽²⁾である。山本氏は昭和初期に瓦の刻印を集成するとともに、生産者からの聞き取りや古文書の調査を行い、多数の瓦師、瓦屋の存在を明らかにした。

その中で、松本船津の河村本家、上野の河村分家、そして桜江の阿川家を特に「三御用瓦師」⁽³⁾として紹介している。

河村本家、河村分家、阿川家の伝書は、「譜録」として『毛利家文庫』（資料1・3・4）の中に収められている。その各表書には、河村本家の河村六兵衛は「瓦師」、河村分家の河村孫七通久は「御細工人」、そして阿川家の阿川與左衛門貞行は「瓦師御雇細工人格」と記されている。

河村本家の譜録（資料1）によると、河村家はもと河野と称し、河野七郎左衛門は芸州（広島）の浪人であった。その子七蔵が毛利氏の萩入府に同行し、萩城の瓦を焼いたという。藩からは、5人扶持を与えられ、七蔵の弟第六左衛門も、後を慕って萩にやってきた。そして、六左衛門が他国に行かないように、5人扶持の内の2人扶持を六左衛門に分け与えたという。

元和六年（1620）に毛利元就から名替御判物を頂戴し、河村七蔵は七左衛門に、六次郎は六

兵衛に改名した。七左衛門は河村本家の初代、六兵衛はその嫡子である。

河村分家の譜録（資料3）では、初代六左衛門につづき忠左衛門という人物が出てくる。正徳4年（1714）、忠左衛門は病身で、後継ぎも小さかったことから、阿武郡青海村に住んでいた町瓦師阿川六兵衛の次男七之助を養子とした。ところが、七之助が家業を継ぐのが困難となつたため忠左衛門が隠居帰りした。しかし、やはり長年の病身のため仕事ができず、享保8年（1723）同じく阿川六兵衛の息子で、七之助の兄にあたる半兵衛を養子に迎えて、再隠居した。

一方阿川家の譜録（資料4）では、まず阿川六兵衛が登場する。先祖は芸州に住んでいたが、六兵衛は隆景寺三世融岳和尚とかかわりがあったために萩に来て、霧口で瓦を焼いていたといふ。続いて与右衛門は大坂で修行をし、当職佐世主殿と作事奉行湯浅小右衛門が見分したところ、大坂のものと同様の瓦を焼いたので「先々御手師ニ可被仰付候間、弥精出候様被仰渡、先御雇細工人ニ可被召仕候旨、元禄十二年被仰渡候」、すなわち、先々では御細工人に採用されるであろうが、元禄12年（1699）にまずは御雇細工人として召し出されたというのである。

次に、藩の公文書である「無給帳」を検討する。「無給帳」は、萩藩が抱える細工人や中間、寺社方等の氏名や扶持米・銀等を記録した文書である。現存する最古の無給帳は、正保2年（1645）のものであり、その後ほぼ2年ごとに新規に作り替えられている。時代が下るにつれ、その間隔は開く傾向にあり、寛政6年以降はほぼ4年ごとに改正されるようになる。記録されている者が、死亡のため代替わりしたり、あるいは名替した場合は、朱書きで訂正が加えられている。

瓦師の名前は、最も古い「正保2年（1645）分限帳」⁽⁴⁾の時代から連綿と記載されている。「御木屋方」の項目に石切等と並んで、「瓦屋ノ七左衛門」と「瓦屋ノ久左衛門」の二人の名がみえる。正保3年（1646）の「正保二歩引無給帳」では、「細工衆」の項目に「瓦屋七左衛門」、「瓦屋久左衛門」の名がある。「寛文元年（1661）無給帳」では、「諸細工人」の項目に「瓦屋七左衛門」と「瓦屋忠左衛門」の名がみえる。そして「寛文3年（1663）無給帳」で、初めて瓦師という職名と「河村」という名字が記載され、これ以後はこの形式で記録されている。

これらの無給帳によると、萩藩が御細工人として抱える瓦師は、常時2名（2家）である。譜録と照合してみると、この2家は河村本家と河村分家であり、それぞれ扶持方として3人扶持と2人扶持が与えられている。

一方、阿川家は、「明和7年（1770）御雇衆分限帳」が初現である。明和7年6月5日に「阿川与左衛門」とその嫡子である「阿川二郎太郎」の名が記されている。阿川与左衛門には、御恩米3石が与えられており、明和6年当時34歳で御利徳雇格から侍御雇⁽⁵⁾になっている。その後再び阿川の名が登場するのは、嘉永5年（1852）の「御前無給帳」で、「三十人通触流」という項目の中に「瓦師阿川伝之助」とかかれている。

当時の瓦師の身分については、現在調査中で不明な点も多いが、河村本家と分家は「無給帳」

に代々記録される「御細工人」身分である。これに対し阿川家は少なくとも明和7年（1770）の時点では、御雇細工人という立場にあり、御細工人に準ずる身分であったと考えられる。

以上のことから、築城当時から藩との由緒を持つ河村本家・河村分家と、やや遅れて加わる阿川家という関係が読み取れる。これは各家の譜録からも確認できる。

興味深いのは、阿川家の譜録に見られる、「与左衛門が大坂で修行し、大坂のものと同様の瓦を焼くことができた」という記述である。元来町瓦師であった阿川家が新たに参入する事が可能となったのは、この大坂で得た技術によるのではないだろうか。今後、阿川家が製作した瓦を抽出し、大坂瓦と比較検討していく必要がある。

また、各家の譜録には自らが手がけた仕事が、誇らしげに記されている。これらについてはまだ確認が完了していないので、資料としてのみ掲げておく。瓦を製作した年代やどの建造物使用されたかといった情報も書かれており、実際の製品とつき合わせていく上で重要な手掛かりとなりそうである。

3. 「瓦町」という町名について

現在の萩の町は、毛利氏の城下町を原型としている。町の中央付近に「瓦町」という町名が残っている。

関が原の戦いに敗れた毛利輝元は、中国地方8カ国（112万石）の領地を没収され、周防・長門（一般的に「防長」と略す）の2カ国（36万石）を有するのみとなつた。そのため、居城としていた広島城からも撤退を余儀なくされ、防長2カ国内に新たな居城を構える必要にせまられた。候補地となつたのは山口・防府・萩の3カ所である。決定の経緯については諸説あるが、最終的には萩に築城されることとなつた。

日本海に注ぐ阿武川は、河口付近で橋本川と松本川に分

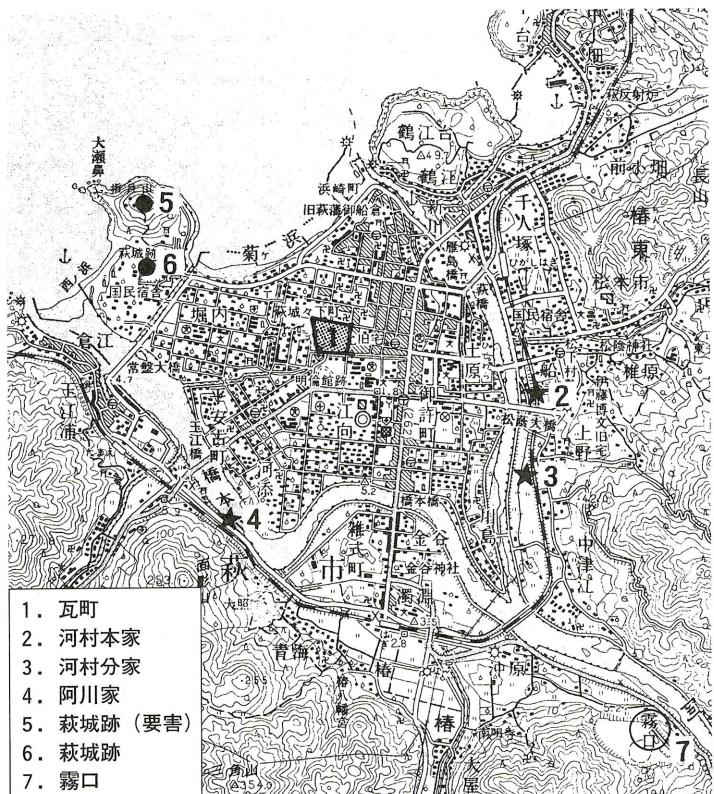


図1 瓦師関係地名図

かかる。その間に形成された三角州が萩である。萩城は、慶長9年（1604）に築城が開始され、慶長13年（1608）に完成した。

毛利氏入府以前の萩には、津和野城主吉見氏の出城があったと考えられている。また、吉見氏の家臣の居館や関係寺社によって、ある程度城下町的なものが形成されていたことも文献から伺える。しかし、正確な位置や具体的な規模については、明らかではないため、これらの解説も今後の課題である。いずれにしても、毛利氏が萩城と城下町の建造に莫大なエネルギーを要したことは想像に難くない。

萩の城下町には、行政の基本単位として26町が置かれていた。その町名は、樽屋町や細工町といった職能によって付けられたものも少なくない。「瓦町」（図1-1）もその一つである。

まず、現在の瓦町の立地を確認してみる。三角州である萩は、基本的には海拔0メートルに近い平坦な土地であるが、海に近い北部では砂がやや高く堆積しており、最高部で海拔約10メートルの台地を形成している。瓦町はこの台地南側中央付近の縁辺部に位置している。

次に絵図を確認する。萩には各時代の城下町絵図が残されている。現存する最古の城下町絵図は、慶安5年（1652）にかかれたものである。しかしこの絵図では町にあたる部分は、すべて「町」とのみ表記されているため、町名の分析は不可能である。

番号	年代	瓦町の表記	所蔵
1	天和元、2年（1681、2）頃	かわら町	羽仁家
2	宝永6年（1709）	かわら町	萩市郷土博物館
3	享保14～元文元年（1729～36）頃	瓦丁	萩市郷土博物館
4	寛保2～延享4年（1742～47）頃	瓦町	萩市郷土博物館
5	宝暦7～明和7年（1757～70）頃	瓦町	須佐益田家
6	天明8年（1788）	瓦町	山口県文書館
7	文化3～文政9年（1806～26）頃	瓦町	須佐益田家
8	安政元年（1854）	瓦町	山口県文書館

表1 萩城下町絵図にみられる「瓦町」の表記

絵図上に「瓦町」の町名が登場するのは、確認できた限りでは、天和元年頃（1681）描かれた「萩城下町絵図」（羽仁家所蔵）が最初である。かなで「かわら町」と書かれている。享保14～元文元年（1729～36）頃の絵図には、「瓦丁」と書かれており、これ以後に描かれた城下町絵図では「瓦町」が一般的に使用されるようになる。さらにその位置は、現在に至るまで全く変化していない。

続いて文献を確認する。文献上に「瓦町」という町名が登場するのは、管見の限りでは、資料5の寛永7年（1630）が初現である。この資料は、瓦町に所在した屋敷の売渡状である。売買によって所有者が代わるたびに発行されており、それらを年代順に継立てたものである。從

って資料が書かれた寛永7年には、すでに瓦町という町名が存在していたことになる。

資料6・7は町名の起源等を調べたものである。この瓦町という町名は、「昔この場所に瓦師が居住していた」ことに由来するという。資料6の書かれた寛延2・3年頃（1749・1750）には、すでに瓦師が住んでいたことは昔の出来事で、伝聞となって残っているのみであった。つまり、遅くとも江戸中期には瓦町と瓦師の関係は失われていたようである。

また、先述の御用瓦師が藩に提出した譜録の中に、かつて自分たちの先祖が瓦町に居住していたことを示す部分がある。

資料1によると河村本家は、毛利氏が萩に築城する際、芸州から呼び寄せられ、瓦細工に従事するようになった。藩から萩町筋に屋敷地を拝領し、ここで瓦を製作し、藩に納めていた。それ以来この地が瓦町と呼ばれるようになったという。

また、資料2にも、萩城の瓦を製作したのでこの地が瓦町と呼ばれるようになったことが書かれている。そして、その後所替えになったというのである。

萩城が完成するまでの数年間は、一時期に大量の瓦を必要としたため、運搬に便利な萩城近くで瓦を生産したと考えるのが自然である。しかし、萩城が完成し、城下町も整備されていくにつれ、瓦町にあった瓦屋は、所替になっている。おそらく瓦町は、城下町内に位置するため、火災の危険性や煙害等の理由により、転居を余儀なくされたと推定される。

瓦師が瓦町から移転した年代については、明らかではないが、図2の『萩城下町絵図』（益田家所蔵）にその手掛かりがある。この絵図は、貞享4年（1687）頃描かれたもので、絵図中の松本船津付近に2軒「瓦や」と記された部分がある。（図2-1）この場所は、現在河村本家が居住していたと伝えられる地点（図1-2）よりやや北側にあたるが、この2軒の瓦屋が、河村本家であると考えてよいだろう。2軒あるのは、河村七左衛門とその嫡子の河村六兵衛の家と思われる。また、上野にも「瓦や」が1軒描かれており、こちらは河村分家であろう。（図2-2）

従って、おそらく貞享4年（1687）頃河村本家は松本船津（図1-2）に、河村分家は上野（図1-3）に転居し、瓦屋を営んでいたことがわかる。瓦町から新しく移転した2家の瓦屋は、いずれも松本川の近くに位置している。川沿いが選ばれたのは、川舟で重量のある瓦を



図2 萩城下町絵図（須佐益田家所蔵）

積み出し、運搬することを前提としていたためであろう。次に述べる阿川家も当初は、霧口（図1-7）、後に桜江（図1-4）に居住しているが⁽⁷⁾、同様に川沿いである。

これらの瓦師が焼いた製品については、刻印が押されていることが解明されている。「松」が河村本家、「上」が河村分家、「阿」が阿川家に比定されている。「松」「上」という刻印が、細工場のあった「松本」「上野」の略であるとすれば、当然ながらその使用は瓦町からの移転後となる。これが事実なら萩城築城当初の瓦には「松」と「上」の刻印は、押されていないことになる。今後は、製品面でも留意していただきたい。

図3は、瓦町の町昇絵図である。元文3年から寛保元年（1738～1741）頃に書かれた『萩川々洪水防止法』（毛利家文庫）の町縦絵図の項に収録されている。洪水の際には、各町内ごとに受け持ち区域が定められており、その集合場所に目印として掲げられたものである。各町名を図案化しており、遠くからでも一目でわかる、意匠をこらした美しいデザインである。瓦町のシンボルは、鬼瓦である。紋様は、右巻き三巴文のまわりに14個の珠文をめぐらす。

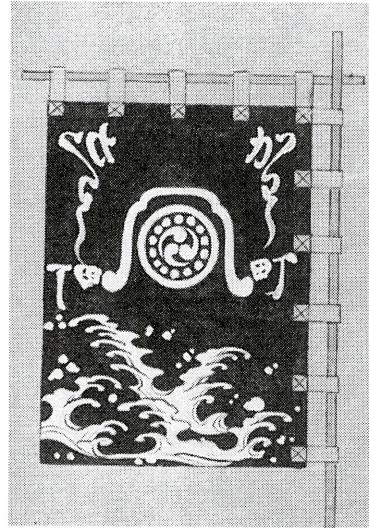


図3 町昇絵図

6. むすびにかえて

本稿では、「御用瓦師」と称される、河村本家・河村分家・阿川家について、文献資料を中心に整理してみた。その結果、河村本家・分家の2家は慶長9年（1604）の萩城築城当時からの由緒を持ち、「御細工人」として禄を受けている。これに対し、阿川家は町瓦師から「御雇細工人」となり、やや遅れて藩の御用に携わるようになったことがわかった。

また、萩城築城当時、瓦師は城下町内に居住し、瓦生産を行っていた。その場所は瓦師にちなみ「瓦町」と称された。しかし江戸中期にはすでに瓦町には瓦師が居住しておらず、伝説化していた。なお、元居住していた瓦師とは、河村家であった。おそらく城下町の整備に伴い三角州の外側に移転し、瓦生産を行った。瓦の運搬には川舟を利用したと思われる。

萩における瓦生産者を大別すると、①藩から扶持米をもらい、藩関係の建物に使用する瓦を製造する御細工人身分の瓦師とそれに準ずる御雇細工人身分の瓦師②各上級武士が抱える瓦師（資料8）⁽⁹⁾、そして③町瓦師の3種類の区別があったと考えられる。従って当館の所蔵する瓦の内、在地瓦については3方向から検討していく必要がある。

現在、東京都（江戸遺跡）では、数年来発掘調査が行われており、新たな知見が増加している。平成14年4月からは、毛利家の江戸下屋敷の発掘調査が始まり、現在も継続中である。河村本家（資料1）と阿川家（資料4）には、江戸の藩邸が焼失した際、瓦を焼き、差し出したと

いう記録が残っており、今後萩の瓦師が作った瓦が江戸遺跡で出土する可能性もある。また、阿川家では、元禄年間頃大坂に瓦作りの修行に行っていることから、大坂瓦の特徴についても確認する必要がある。今後は、瓦の瓦当紋様や製作技法にも留意し、分類を行っていきたい。

そして他の瓦生産地や消費遺跡、江戸遺跡、そして萩市内で行われている発掘調査の成果をもとにいすれは編年を試みたいと考えている。

《註》

- (1) 「萩城及び城下町における瓦の諸相(1)一堺瓦についてー」『萩市郷土博物館研究報告』
第11号 2001
- (2) 山本勉弥『萩乃瓦』萩文化協会 1951
- (3) 「御用瓦師」という名称であるが、確認した限りでは萩藩関係の文書中には見当たら
ない。おそらく藩の御用を勤めるという意味から使用された通称名であろう。
- (4) 山口県文書館の目録上の名称は、分限帳となっているが、二分冊になっており一は分
限帳、二は無給帳である。
- (5) 初め本雇、利徳雇の二つがあったが、明和6年（1769）にその名称を廃してすべて土
雇と称した。「本御雇、御利徳雇同格とも二此内の名目被差除、惣名土雇と相唱、諸事土
雇御仕法の通被仰付、明有次第御帳付被仰付候事」^{出典}
- (6) 当館所蔵の明治10年に書かれた阿川與右衛門の日記（断簡）に川舟についての記述が
みられる。
- (7) 嘉年3年（1850）にかかれた「嘉永庚戌萩洪水之記」（毛利家文庫）に桜江渡し付近の
被害状況が記されている。同所にあった瓦師宅も被害を受け、燃料として積んでいた松
葉が流失したという。この瓦師は、阿川家と思われ、遅くとも嘉永3年までには、この
地に移り住んでいたことになる。
- (8) (1) に同じ
- (9) 資料8の瓦屋五軒の内、前小畠の毛隠岐殿は、大野毛利家、同長添の毛出雲殿は、吉
敷毛利家、雁嶋の毛能登殿は厚狭毛利家を指す。これらは一門と称される上級武士で、
それぞれが中間身分の瓦師を抱えていたことがわかる。
- ※ 文書の解説については、萩市郷土博物館の樋口尚樹氏に教示を受けた。記して謝意を
表したい。

<資料>

資料1 「譜録 河村六兵衛通高」(毛利家文庫 23譜録130) 元文5年(1740)

略系并伝書御奉書之写 瓦師 河村六兵衛

河野七郎左衛門某

一河野之家筋漆器者不用、常々土器を覗候故、元就公御時代御城築其外瓦細工仕差上候由申伝候

一芸州御時代度々御戦場御供仕、御判物頂戴仕居候得共、芸州御国替之節牢人ニ而罷居紛失仕候由申伝候事

一此外伝不相知

河村七左衛門通男

一父七郎左衛門死去仕候後、御当地御城普請之節芸州ヨリ御当地被召寄、家職被仰付瓦細工仕差上候故、河野之家名を取候へ而河村と名乗候由申伝候事

一御扶持方五人当分被下置候由三而被遣之、萩町筋ニ而屋敷地拝領被仰付瓦焼調差上、夫ヨリ以来瓦町と詔來候事

一七左衛門弟河村六左衛門儀後を慕御国江罷越候、軍器細工色々仕候者故、他国出行不仕候様懸ヶ留置可申段被仰渡、御恩之御沙汰無御座候付、持懸り五人扶持被下置候、御扶持式人分と仕候事

一元和六五月五日、七藏を七左衛門と名替仕候節、御判物壱通秀就公ヨリ被遣之、写左ニ相記

一御恩三人扶持

河村六兵衛通常

一父七左衛門病死ニ付跡職被立遣候、御奉書類焼之節焼失ニ付所持不仕候事

一元和六五月五日、父七左衛門代嫡子ニ而名替仕候節、御判物壱通秀就公ヨリ被遣之、写左ニ相記

一御恩三人扶持

河村七左衛門通好

一父六兵衛病死之節跡職被立遣候、御奉書壱通類焼之節焼失仕候事

一泰桓院様初而被遊御入国候節、浮舟浮沓之家伝有之候段達上聞、御武具方江被召出取立被仰付被遊上覧候事

一御恩三人扶持

河村六兵衛通高

一正徳五六月十五日、父七左衛門病死ニ付跡職被立遣候、御奉書壱通、写左ニ相記

一私代迄代々御城下御作事見合被仰付罷出候事

一江戸御屋敷御類焼之節、御当地ニ而瓦焼調被仰付差出候事
一御恩三人扶持

横紙 任 七左衛門尉

元和六

五月五日

秀就公御判

河村七蔵とのへ

横紙 任 六兵衛尉

元和六

五月五日

秀就公御判

河村六次郎とのへ

瓦師河村七左衛門事令病死、跡目之儀世恆六兵衛江家続被仰付被下候様ニと申出候趣令承知候、
如願六兵衛江跡職無相違被立遣候条、家業無緩せ相勤候様ニ可被申渡候、恐々謹言
正徳五未ノ七月廿七日 浦図書 御印判

国壹岐御印判

藤井半右衛門殿

清水勘右衛門殿

右私家略系并伝来之儀如此御座候、此外御奉書等残無御座候、以上

元文五十一年月 日 河村六兵衛花押

資料2 「河村家 勤功願抜録」(『萩乃瓦』山本勉弥) 慶應元年(1865)

一私先祖河野七郎左衛門儀、元就公陶尾張守御追討として巣鴨御渡海の節、伊豫國より被召寄、
其後度々戦場御供被仰付候、七郎左衛門恆七左衛門儀、御當地御打入の節御供被仰付當御城
御普請の節瓦細工仕候者無御座候に付、七左衛門儀瓦焼調心得居候付、御城瓦焼調仕候、夫
以来瓦町と唱來候、其後所替被仰付當分五人扶持被下置、知行儀は追而御沙汰可相成段被仰
渡候處、猶々御用繁に付、七左衛門弟六左衛門儀他國罷出不申様懸留被置候段仰渡候に付、
七左衛門え被遣候御扶持方の内貳人扶持分與仕、只今河村孫三郎家筋にて御座候、七左衛門
儀只今の業筋被仰付候、以後御願申上河野を河村と改申候、七左衛門恆六兵衛両代大照院様
御判物頂戴被仰付、今以所持仕候、其後曾祖父三郎左衛門代御好みに而御獻上の奈良風呂仕
調被仰付、其外猿猴獅子等被仰付奉遂其節、御銀子頂戴被仰付有難仕合奉存候事

一私儀文政三辰年、家督被仰付、同年御寶藏御普請に付御用被仰付、家督以後初て御用被仰付候儀に付、御寶藏瓦儀は格別仕調遣候得共、為冥加地道の御用直段として相調御馳走申上候事

一天樹院様御修繕に付御靈屋御普請被仰付、到て急御用に御座候得共、奉遂其節出精仕候段被仰渡候事

一瓦葺より正石灰塗兼職の者二三人にて御座候處、人數取建仕候様被仰渡候付、精々詮儀仕多人數御帳面附取遣、水役職上納仕りて御徳用奉備候事

一清徳院様、邦憲院様、崇文院様御三代様御靈屋瓦一色私壹人に被仰付、宜敷出来候由被仰渡候事

一天保七申年洪水の節、諸御殿其外大損しに付て急御用被仰付候處、其節細工道具薪等流失仕至て難渋の仕合にて御座候得共、無御間欠け奉遂其節候事

一天保十二年丑年、家業上覽被仰付候に付、獅子奈良風呂の内仕調差出候様被仰付候に付、為冥加丙條共相調御馳走差上申候事

一御靈所御火災の節瓦焼調被仰付候に付、為冥加鬼板貳枚御馳走差上申候事

一山口湯田御殿急御普請の節、瓦一色焼調猶葺方見合被仰付、山口罷出晝夜出精仕、拾萬餘の瓦無御間欠け奉遂其節候事

一古明倫館御稽古場急御普請に付、同職中え瓦焼調の儀被仰付候處、孰も日數無御座候付御請申上兼當惑仕候處、此度の儀は他國人御引請に付、一日たりとも相違有之候ては御外聞にも相成候間、其心得を以此度の儀御奉公申上候様被仰聞候に付、私御請申上候處同職中え私より氣を附申合焼調仕らせ候様被仰聞、晝夜出精仕私分御納限より二日早く焼調差出申候處、一廉出精仕候段被仰聞有難仕合奉存候事

一天保十四年卯年、吉備津宮寶籠風月焼籠の寫御取寄相成候處、損し候付御小納戸被召出私え仕調仕る様被仰付候付、焼籠二個御仕調御馳走差上申候事

一新明倫館御再建に付、瓦焼調被仰付奉遂其節候事

一東光寺山門鯱方々焼調被仰付候處、初て鯱仕調仕る儀に付両方共焼調、片々の儀は御馳走差上度申上焼調差出申候處、宜出來の由被仰渡御銀子頂戴被仰付、有難仕合奉存候事

一安政三辰年五月、花の江御殿小座敷御好みの敷瓦焼調被仰付候處、雨天の節急御用にて到りて難渋に御座候得共晝夜出精仕焼調差出申候處、宜出來候由被仰渡御酒頂戴被仰付、有難仕合奉存候事

一同五年、兵庫御陣屋御普請被仰付候に付、御本陣瓦河村孫七兩人にて小郡才判におゐて焼調、其内御馳走をも差上候段御聞濟被仰付下地相調申候處、延引に相成迷惑筋有之候はゞ申出候様被仰聞候得共、御馳走の心得にて御歎不申上候事

一同六年、御所帶方御園初藏御普請被仰付候付、小郡才判香川村の分焼調被仰付、引續吉田才判貳ヶ所、船木才判壹ヶ所、前大津才判壹ヶ所、萩貳ヶ所、不残夫々の所におゐて焼調奉

遂其節候事

一文久三亥六月、山口より御呼寄せ相成罷出申候處、山口に有來りの瓦屋共焼調分高直にて宜無之に付焼調被仰付、候付同職中にて其段及相談候處、山口におゐて焼調の儀目途相立不申由に付、私親子罷越新規場所見合焼調、山口有來りの瓦屋共直段より下直に御用奉遂其節、且為冥加御屋形御用の鬼板五枚御馳走差上奉遂其節候事

一大島郡にて私弟子筋の瓦屋共より年々大島郡の瓦三千枚宛為冥加代錢を以、年に御馳走に差出居候段御願申上御免被仰付候事

右私業筋の儀は前断申上候通に御座候、家督より當丑の年迄四十五ヶ年の間地道御用は勿論、臨時被仰付孰も無御間欠奉遂其節候間、偏格別の御心入を以程克被遂御詮儀被遣候様奉願上候、此段宜く成御沙汰可被遣奉願上候、以上

丑七月 河村三郎左衛門

資料3 「譜録 河村孫七通久」(毛利家文庫 23譜録129) 明和3年(1766)

略系伝書御奉書写 御細工人 河村孫七通久

伝書

一河村六左衛門通之芸州牢人ニ而御当地罷越候処ニ、軍器細工色々仕覚居候者ニ付他国出行被差留、其以後御扶持方式人宛被遣、瓦業家被召遣候段被仰渡候由、御奉書之儀者紛失仕無御座候事、其後代々御奉書之儀者写左ニ記之、此外伝無御座候事

瓦師河村忠左衛門事、近年病身付而家業難相成、実子雖有之幼年ニ而家業稽古不相成付、町瓦師阿川六兵衛次男七之助儀、当分より家業相勤者ニ付而養子仕度通申出之趣令承知、願之通被仰付候、然者忠左衛門実子之儀此先家業としても諸士の類江者養子不被仰付候間、旁可申渡候、恐々謹言

正徳四年

十二月廿八日

国壹岐

浦図書

藤井半右衛門殿

清水勘右衛門殿

瓦師河村忠左衛門事、年齢七拾歳以下候へ共家業難勤病氣ニ付、隠居之願申出之趣令承知候、如願隠居被仰付、世惣七之助江家業被仰付候条、弥家業無緩せ相勤候様可被申渡候、恐々謹言

正徳六年

四月十五日 浦図書

国壹岐

藤井半右衛門殿

清水勘右衛門殿

瓦師河村忠左衛門事、家続之男子無之付、阿武郡青海村瓦師阿川六兵衛と申者之伴半兵衛事、当年四拾歳罷越成候を近年忠左衛門方育置、瓦細工能仕先々御用相達者ニ付、養子仕度由申出之趣令承知候、如願被仰付候条、家業無緩相勤候様可被申渡候、恐々謹言

享保八卯

五月四日 浦図書

江木与一右衛門殿

中村孫右衛門殿

瓦師河村忠左衛門、当年五拾六歳罷成候、病身付而先年隠居之御断申出如願被仰付、養子七之助江家続被仰付候処、七之助儀去々年令心乱候付、隠居帰之御断申出被差免候、然者数年之病身今以聰々無之付、再隠居之御断申出候趣令承知候、願之通隠居被仰付、兼而養子仕置候伴半兵衛江家続被仰付候条、弥家業無断絶御用立候様可被申渡候、恐々謹言

享保八卯

六月朔日 浦図書

江木与一右衛門殿

中村孫右衛門殿

瓦師河村半兵衛家続之者無之付、阿武郡吉部村御百姓孫左衛門伴孫七、当年拾七歳罷成候を養子仕度由申出之趣承届候、如願被仰付候条、先々家業稽古仕せ御用相達候様可被申渡候、恐々謹言

享保十八丑

二月十一日 毛筑後

長沼九郎右衛門殿

樋崎吉右衛門殿

瓦師河村半兵衛事、令病死跡目之儀、世伴孫七江家続被仰付被下候様御断之趣令承知候、御扶持無相違孫七江被立遣候条、家業無緩せ相勤候様可被申渡候、恐々謹言

延享四卯

十月五日 益河内

熊谷彦右衛門殿

長井又左衛門殿

右私家略系伝書御奉書之写如此御座候 已上

明和三戌 九月 河村孫七花押

資料4 「譜錄 阿川與左衛門貞行」(毛利家文書 23譜錄3) 明和4年(1767)

略系并伝書 瓦師御雇細工人格 阿川與左衛門貞行

阿川六兵衛某代

一先祖数代芸州ニ居住仕候由申伝候、六兵衛儀萩隆景寺三世融岳和尚由緒ニ付御当地罷越候、
於芸州瓦細工仕覚候ニ付、已後椿西分於霧口瓦細工仕候事

阿川与右衛門某代

一伝來を以瓦細工仕覚候得共、猶為稽古大坂罷越修練仕候段被聞召上、其節之御当職佐世主殿様、御作事奉行湯浅小右衛門様瓦燒調之次第被成御見分、大坂同前之瓦無紛御重宝之儀ニ候、条、先々御手師ニ可被仰付候間、弥精出候様被仰渡、先御雇細工人ニ可被召仕候旨、元禄十二年被仰渡候、細工場床御年貢御除ニ被仰付、細工固屋を建被遣、細工道具等御惱ニ被仰付、
其後音聲寺觀音堂宝形御好之通相調候事

一享保十六亥之年、江戸御屋敷御類焼ニ付、御普請御用瓦被仰付脇々よりも別而宜敷御座候ニ付餘分被召上、堅田安房様御役中為御褒美御銀子頂戴被仰付候事

一享保十九寅之暮より御心付米式石充、年々御勘渡被仰付候事

一元文四未之八月、大風ニ付御城内大段之御破損有之、別而三階之御櫓并着見御櫓瓦損候ニ付、
葺替被仰付候處御作事奉行御遣使御立会ニ而瓦例シ被仰付、別而与右衛門瓦宜敷御座候ニ付、
右御櫓其外限リ有之御屋祢之儀者、与右衛門瓦ニ限り可被召上之通、生田伊右衛門様被仰渡
候事

阿川与左衛門貞恒代

一時打御櫓葺替被仰付候ニ付、志やちはこ御調替之御沙汰相成、御好之通無相違相調指上申候
処、益田河内様被成御見分御褒美ニ而、尚又残ル御櫓之志やちはこ追々相調候様ニ仰渡候事
一大照院御寺御再建ニ付、瓦之儀脇々より指出候様御沙汰相成、与左衛門瓦之品々例シ被仰付
候処、別而宜敷御座候ニ付、脇々を抽而餘分被召上候事

阿川与左衛門貞行

一代々之伝來を以志やちはこ被仰付、堅固ニ相調指上申候事

一御好瓦一件之儀ハ与左衛門家ニ限り被仰付來り、今以奉遂其節候事

一天樹院御寺四本松江御建立ニ付、瓦一途私方より相調指上候事

一御葉園御用瓦一途私江被仰付、堅固御間を合せ日々身柄出勤被仰付候事

一宝暦七年丑ノ年始より御目見被仰付候事

一宝暦十三年未之暮より御米壺石被增遣、只今迄之分引加ヘ三石充暮々頂戴仕候事

右私家略系并伝來之趣如此御座候 已上

明和四亥 二月 阿川与左衛門花押

資料 5 「萩瓦町家屋敷壳券一」(県史1474) 寛永7年(1630)

永代壳渡申家屋敷之事

一瓦町南輪ニ而面式間半壳尺五歩入式拾間四尺之家屋敷藏共ニ代銀三貫目ニ永代壳渡シ申処
(中略)

寛永七年寅ノ四月廿五日 吉左衛門子藤井孫八

町人湊屋久右衛門

資料 6 『萩諸町之旧記草案』寛延2・3年頃(1749)

「瓦町 往古此所に瓦師居住せしによりて此名有之歟。」

資料 7 『萩市中覚書』江戸中期頃か。

「往古此地に瓦工居せり故に此名有り。」

資料 8 『阿武郡當島郡中大略』(山口県立大学蔵) 安政2年(1855)頃

(前略)

兩人所惱

一瓦細工場一軒

同 河村七右衛門

御除地 畠一反七畝十八歩 二石三斗二合

同

一同一軒

同 河村孫七

御除地 畠二反十五歩 二石六斗八升一合

(中略)

一 瓦屋五軒

一軒 雁嶋 当町 田原久右衛門抱

一軒 宇田殿川 畔頭吉衛門組 又吉

内 一軒 前小畠 毛隱岐殿中間 久右衛門

一軒 同長添 毛出雲殿同 次郎衛門

一軒 雁嶋 毛能登殿同 万蔵

*資料中の読点及び下線は、筆者の判断ですべて後から付けた。

〈資料紹介〉

萩市郷土博物館所蔵の印章資料について

*柏 本 秋 生 **柏 本 朝 子

1. はじめに

萩市郷土博物館が所蔵する「山本勉弥コレクション」⁽¹⁾の中に、金属製の印章資料が含まれている。これらの印章は一括保管されており、昭和37年（1962）に寄贈された際の目録には「鋳印類 16顆」と記されている。

この資料中に、「糸印」と思われるものが含まれている。糸印とは、「室町時代から江戸初期に、明から輸入した生糸の糸荷に添付された方形・円形・五角・八角などの銅印」⁽²⁾をさす。糸印は、一定のバリエーションを持つ紐と印面とを組み合わせて製作された印章で、印文は漢字をモチーフとした判読し難い紋様である。すでに江戸時代には好事家によって収集・愛玩されていたという。

また、当館が所蔵する瓦資料の中に、焼成前に糸印を押捺したとみられる瓦がある。

今回、これらの印章資料と、押捺のある瓦を紹介する。

2. 印章資料について

図版の1から16は、山本勉弥氏が収集し、現在は萩市郷土博物館が所蔵する印章とその印影である。1から7は、糸印と思われる。糸印の定義には諸説あるものの、紐は動物あるいは人物を主として二百数十種類、また、印文は三百五十種類ほどが知られるという。そして、これらの紐と印文が、ランダムに組み合わされているのが糸印の特徴であるとされる。

さて、1から7は、紐・印文ともに、ほとんどがこれまでに知られている糸印の構成要素に合致するものである。ただし、6の印文と7の猿紐については類例を見出すことができなかったため、先学諸氏のご教示を請いたい。8から16については、紐と印文からみて糸印とは異なるものである。

現在のところ山本氏がどの様にしてこれらの印章を収集したかは、不明である。しかし、山本氏のこれまでの収集姿勢から考えると、萩市内もしくはその周辺で入手した可能性がある。

また山本氏は、萩城の瓦の中から、糸印が押されたものを見つけ出していた。

3. 糸印が押された瓦資料について

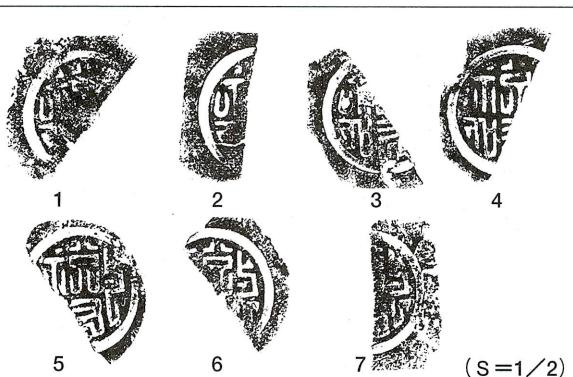
山本氏の著書である『萩乃瓦』⁽³⁾の17ページに糸印と推定される印影の拓本が掲載されている。

* かしもとあきお 萩市教育委員会埋蔵文化財係
**かしもとともこ 萩市博物館建設準備室嘱託

(本稿第1図)本文中では「祝印(第九図)一は詰丸のみで発見されるもので、平瓦の小口(前面)にのみ見られる、こは径一寸一分の大印であるから、一枚の瓦にはその一部丈けが刻せられるに過ぎない」と説明されている。

つまりこの印は、萩城跡のうち、指月山山頂の要害跡(詰丸)で採取された平瓦だけに認められる。また、印面径が約3・6cmあり、小口の幅より大きいため、一部分しか押印されていないというのである。第1図の拓本は、実際には4枚分を継ぎ合わせて作られている。印は瓦が生乾きの状態で押されたであろうから、乾燥と焼成時の収縮を考慮すると、もう一回り大きい印面を有していたと思われる。

この継ぎ合わせのもとになったとみられる拓本が、「山本勉弥コレクション」の中に残されている。第2図の1から7の拓本は、昭和11年(1936)に山本氏が要害跡から採取したものである。印は、1枚の瓦に単独で押されたものか、あるいは瓦を2枚重ねて押されたものかは判別できないが、いずれも印面の2分の1程度が押されている。



第1図 印影拓本(萩乃瓦原図より)

一方、当館所蔵の瓦資料の中に、同様の印が押された瓦1点を確認した。(第3図)同じく山本氏が要害跡から採取したものである。灰色の平瓦で、印は、瓦の頭部分の小口中央寄りに押されている。瓦を葺いた際に、目に触れる部分である。

萩における瓦の編年は、まだ確立していないためこの瓦の製作年代や生産地については特定できない。但し要害は、明治初期に破却されており、それ以後建物は建設されていないため、この瓦が江戸時代に属することは疑いがない。なお、この平瓦は第2図の1と同一個体と思われる。

山本氏はこの印文を「祝」と判読し、「この印は萩城落成を祝する為めに、築城に関係した有力な役人が文書に使用していたものを瓦に押したものと想像せられる」と解釈している。

先に紹介した印章資料中に、類似した印文を持つものが2点含まれている。(図版-3・4)『萩乃瓦』の文中に、「余もこの印三個を藏しているが書体が、これと少しく違ふ、東京の小川浩氏所蔵の印(青竜古鑄百印と云ふ印譜に所載)はこれと同輪同書体である。」とあるのがこれに相当すると推定される。ただし、「祝」と判読できるかは疑問である。しかし、瓦に一部し



図版 萩市郷土博物館所蔵の印章と印影



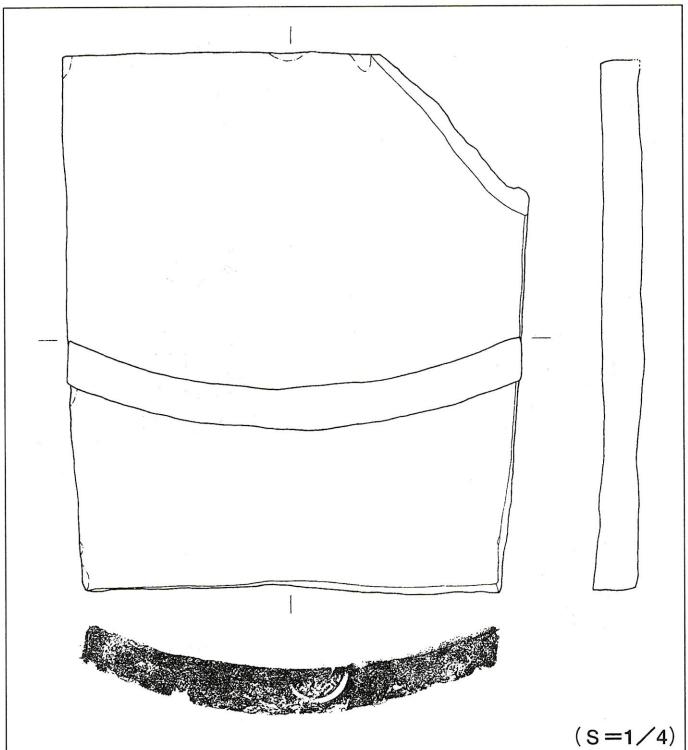
か押されていない印影から糸印の押捺に気づいたことは卓見であろう。糸印押捺瓦の発見と糸印の収集のどちらが先であったかはわからないが、様々な物に対して、幅広い知識と興味を持っていた、山本氏ならではのことと考える。

4.まとめ

以上、萩市郷土博物館が所蔵する印章資料を中心に紹介した。これらの印章の入手経路については不明であるが、萩城要害跡で採取された瓦に押されていたことから、少なくとも江戸時代の萩においても、糸印が使用若しくは所有されていたことが明らかになった。

なお、「萩城跡外堀地区」において、江戸時代中期以降に堀を埋め立てて形成された町屋の遺構から、糸印2点が出土している。⁽⁴⁾この遺跡の発掘調査は、財団法人山口県教育財団 山口県埋蔵文化財センターによって継続して実施されている。

糸印は、その製作地や製作年代、用途等謎の部分が多い。これらの資料がその解明に少しでも役立てば幸いである。



第3図 萩市郷土博物館所蔵瓦実測図

《註》

- (1) 萩市在住の医師であり、郷土史家であった山本勉弥氏は、貨幣・陶磁器・瓦などの収集家としても知られていた。山本氏の没後、これらの収集品はご遺族のご好意で当館に寄贈され、「山本勉弥コレクション」として保管されている。
- (2) 『広辞苑』岩波書店
- (3) 『萩乃瓦』萩文化協会 1951
- (4) 「毛利の城下町を掘る」『萩城跡(外堀地区)発掘調査現地説明会資料』2000ならびに山口県埋蔵文化財センターの岩崎仁志氏のご教示による。

《参考文献》

新関欽哉「糸印の謎をさぐる」『富岡美術館開館十五年記念—謎の糸印—』(財)富岡美術館 1993

大風雨三而砂石車軸を流ス、遂ニ深く追ス、軍を班て壬生ニ帰陣ス、廿

三日早朝賊徒再び壬生城ニ向て兵隊を押出ス、此日薩・大垣先鋒、又安
塚邊ニ而相戦、賊軍稍退縮、官軍進んて宇都宮城外ニ逼ル、賊徒間道よ
り後ニ廻り、糧道を絶し、三方より合撃し、飛丸如霰、薩・大垣大ニ苦

戰、此日因藩後詰之約有、然其未タ至ラス、唯無法ニ大砲を以て賊方江
打向イ、続て小銃を以て無ニ無ニ三衝擊し、程なく一道を開ひて出ル、

各水を呑み、汗を拭ふ時ニ、薩五番隊、長ニ番中隊、大垣ニ小隊、佐宮
より駆来ル賊ノ斥候隊此を見て、一発ニも不及城内ニ走り入、中央ニ會

藩東照宮と書シ大旗を押立、隊長ト見ゆるもの又同形之旗を持セ、兵を
指揮シ、官軍ニ向ふ、官軍急速糧を得ルニ暇なく、此を整て直ニ攻撃ス、

薩・長六番隊、大垣ニ小隊、此かためニ力を得、再び奮て城ニ打向、此
城右ニ明神山、八幡山両山あり、賊兵固く此を守ル、官軍攻撃直勉ルト

モ更ニ落城之目途なく、日ハ将ニ西山ニ没せんとス、官軍則意を決シ、
大炮火筒透間なく城内ニ打懸、圓を作て一齊ニ此ニ迫リ、斃るゝものを
不顧、殊死して攻カ勧、賊勢是か為ニ辟易シ、城内両山一時ニ潰る、黄昏

遂ニ二字都宮を回復ス、一昨日再び城内ニ攻掛リし時ニ、因藩も又駆付、
河田作馬大ニ奮て兵隊を厲す、因藩頗ル力戦ス、賊徒所々之敗兵委く宇
都宮城ニ輻湊ス、依而此戰賊尤も大軍ニして、早朝より交撃、日中殊ニ
烈激しく烟煙天ニ漲り、是か為ニ人面黄色ニ見ゆる

一今朝苦戦之時、薩六番隊討死拾五人、手負武拾人余、大垣ニ小隊手負
武拾人余、内式人即死

一城攻之時、薩五番隊討死壱人、手負式人、因藩手負三人、内式人即死、

長藩討死式人

一賊討死手負無算、死骸城内ニ埋し所三ヶ所、城外ニ壱ヶ所、落城之時
急遽ニして其倒斃れし者、凡百人余と云々

第一大隊二番中隊々長

樋崎頼三

辰四月

(6) 須田茂『房総諸藩錄』(富書房出版、一九八五年)、一九六頁。

(7) 石井孝『戊辰戦争論』(吉川弘文館、一九八四年)、一四五、一四六頁。

(8) 同右、一四七頁。

(9) 同右、一四八頁。

【資料】

武藏下総下野戦録

結城城主水野日向守、過ル三月廿五日徳川彰義隊を率、居城ニ帰入せんとす、家老小幡^{馬場}兵馬・同兵八郎・鈴木半之允、其外同志之者六拾人余、日向守舍弟を奉し、兵隊を城下口ニ彰義隊を抗拒ス、然ルニ交戦暫時ニシテ正義堂打負、兵馬縛首、兵八郎討死、其余散乱或ハ上京シ、或は板橋東山道御本陣江戸状を報告ス、其比宇都宮より賊徒稍切迫ニ及申候注進有之候而、官軍之援兵を乞^フ、而東山道御手より彦藩・須坂藩・堀藩并元徳川旗本岡田某一手^{五右衛門}等、兵隊御操出^織シニ相成、都合百五拾人計、長州祖式金八郎・岩倉殿内香川敬三両人參謀として、是を率して四月朔日千住往還より押出ス、同月二日流山賊徒屯集之由ニ而、則押寄小銃を打掛、攻戰致候所、賊徒程なく分散、賊長近藤勇を擒し、板橋ニ櫻送ス、是より追々日光道中ニ進む、同五日結城ニ逼ル官軍より結城を放火し候処、是又水野日向守共ニ遁れ去ル、其より官軍兵隊を分チ、祖式金八郎須坂藩を率ひ、結城ニ籠城ス、香川敬三彦藩・岡田手を率ひ、宇都宮ニ応援として桶籠ル、然ル処同十日比、江戸深川辺ニ而旗本^散兵隊等大ニ金策を募り、十根川を沂リ、関宿より揚陸し、日光道中兩道より押登り、

且賊兵草風隊・彰義隊・七聯隊等、其外數種之大旗を押立、漸々結城、宇都宮ニ逼ル、依而結城よりは武井宿、宇都宮よりは小山宿江操出ス、同十六日両所一度ニ交戦ニ相成、双方死傷少々是あり、遂ニ官軍少勢ニ擊頗ル急なり、官軍及び宇都宮藩戮力拒戦スと雖トモ、賊は大軍ニ而遂ニさ、へかたく、宇都宮落城ニ及び、藩も館林ニ走リ、一藩近郷を散乱ス、官軍又絹川より関宿辺江下らんと欲し、先彦藩之兵隊を舟ニ乗し、其外跡舟ニ乗し込、既ニ纜を解んとする所江、向堤敷の中より賊兵銃丸雨ノ如く打掛、官軍是が為ニ大形^方ならず、苦戦ス、彦藩創を被ル者甚多シ、小山宿、武井宿之戦より常州・野州・壬生等官軍ニ応すといへとも、委々劔槍隊ニ而、遂ニ賊ノ為ニ擊破せらる、其由板橋御陣江注進有之、早速薩・長之兵隊救援可致之旨、御令蒙り、直ニ薩五番・六番隊、長二番中隊、大垣ニ小隊、十八日板橋宿を発し、十九日幸手宿ニ宿陣之所、賊兵千人計江戸より脱走、今夜岩井宿ニ止宿し、関宿を切り、十根川を絶ルとするの状、間諜帰館ニ付、其夜九ツ時頃直ニ整隊、藩五番隊、長ニ一番中隊、大垣ニ小隊、先関宿より押出ス、翌廿日辰刻、岩井宿を距ル事一里計之所ニ至ル、賊兵も是迄押来り、直ニ攻撃、一時余り官軍大ニ打勝、賊兵ハ委々散乱ス、官軍北江懸逐迷^カふ賊ノ長山中光司・渡邊某を狙撃スレトモ中らす、此日薩藩老人討死、手負老人、長藩田中甚吉討死、賊兵麦畑ニ斃ル、もの六拾余人、此日岩井宿滞陣、翌廿一日境宿一泊、廿一日結城ニ入ル、同日宇都宮より賊兵壬生ニ向て繰出ス、薩之兵隊六番、長藩、因藩又壬生城より出、安塚ニ迎工戦ふ、官軍勝利是あり、

山道鎮撫軍は、長州藩の祖式金八郎の一隊を古河から結城に派遣し、四月五日結城城を攻撃して奪い取り、勝知は逃走した⁽⁵⁾。この結果勝知は、同年十二月、新政府から一〇〇〇石を減封されたうえ、隠居謹慎を命ぜられたが、翌年二月嗣子勝寛が家督相続を許されて、結城藩は辛うじて存続し、のち廢藩を迎えるに至っている⁽⁶⁾。

つぎに、流山戦争を見ておこう。新撰組局長の近藤勇は、副長の土方歳三とともに、甲府で新政府軍の江戸進撃を阻止せんと、鎮撫隊と名を改め、三月一日江戸を出发した。ところが、すでに甲府は新政府軍に奪われており、甲州勝沼で戦ったがすぐに敗れ、江戸に退散した。そこで、下総流山に兵を集めて再起を企てたが、四月五日新政府軍の急襲に再び敗れた。この結果近藤は捕らえられ、四月二十五日板橋で斬首されたのである。一方の土方は、残兵をまとめて市川に逃走している⁽⁷⁾。

ところで、明治元年四月十一日にいわゆる江戸無血開城がなったが、旧幕府内にはこれに不満を抱く者が多数おり、大鳥圭介が中心になつて脱走して行つたことは周知の通りである。大鳥はその翌日、旧幕府軍の最精銳部隊であつたと言われる、フランス式の訓練を受けた伝習隊を中心には、約二〇〇〇名の兵力を市川に結集している。これに流山から敗走してきた土方が合流して、軍議の結果、宇都宮への進撃が決定し、大鳥が総督となつたのである⁽⁸⁾。

こうして戦闘の舞台は北上し、宇都宮城をめぐる争奪戦、すなわち宇都宮戦争が繰り広げされることになる。大鳥軍は、新政府軍が有力な部隊を置いていかつたこともあり、北進中いたるところで勝利して、四

月十九日宇都宮城を攻略した。しかしながら同月二十三日、大挙来襲した新政府軍により、宇都宮城を奪回されたのである⁽⁹⁾。

以上が、植崎の「戦録」に見られる個々の事件についての大まかな流れである。詳しくは次頁以降の「戦録」を見ていただきたいが、とくに宇都宮戦争については、四月二十三日の早朝から激しい戦闘が続けられた様子が記され、死傷者の数も記されている。今回は、植崎の一端を垣間見ることのできる数少ない史料の一つを、活字化するに留まつたが、今後これを基礎に研究を進めることができると考えている。

なお、校訂に際しては、誤記、あて字と思われる字句には傍らに（ ）付きで正しい字句を示し、また、本文中には適宜句点を付した。

注

(1) 以上、植崎の略歴については、「諸臣事蹟概略」(山口県文書館毛利家文庫一七三、藩臣履歴五)によつた。また、禄高については、「萩藩給祿帳」(マツノ書店、一九八四年)によつた。

(2) 山根家文書八八。縦二四、七×横一七・二cm、綴り状、六丁。

(3) 末松謙澄『修訂防長回天史』一〇(復刻版、マツノ書店、一九九一年)。たとえば、同書一八三頁には、割注で「猶崎頼三戦録ニ長州祖式金八郎若倉御殿内香川敬三兩人參謀トシテ之ヲ引率シトアリ」とあり、今回紹介する「戦録」にも同じように記されたところが見られる。

(4) 当館では、植崎頼三に直接関係する史料として、「植崎家文書」(歴史一般資料六)を保管しているので、近い将来これも紹介したい。

(5) 結城戦争の一連の動向、あるいは下総周辺における旧幕府脱走軍の動向等については、飯島章「明治維新と直轄県政」(佐々木寛司編著『茨城の明治維新』文眞堂、一九九九年)に大要がまとめである。

史料紹介

「武藏下総下野戦録」

—第一大隊二番中隊司令・萩藩士柏崎頼三の戦況報告書—

※道迫真吾

柏崎頼三（一八四五七五）は、萩藩大組士林源八（一一八石七斗五升）の子として萩城下土原梨木丁に生まれ、のち同柏崎殿衛豊資（九三石八斗六合）の養子となつた。藩校明倫館に学び、文久二年（一八六二）下関攘夷戦に参加、慶応元年（一八六五）千城隊に入り、世子小姓役を命ぜられ、翌年四境戦争に芸州口へ出陣した。同三年第一大隊二番中隊の二番二隊司令に命ぜられ、さらに明治元年（一八六八）には第一大隊二番中隊司令となつて、東山道先鋒として関東・東北各地に転戦した。

同三年兵部省から兵学修業のためフランスへ派遣され、同六年には留学生取締を命ぜられたが、同八年肺病のためパリにて客死した。^{〔1〕}

さて、この度は、当館の所蔵品の中から「武藏下総下野戦録」^{〔2〕}（以下、「戦録」と略記）という史料を紹介したい。本史料は、一口に言えども、

ヶ所見られ、柏崎自筆の他の史料と見比べて筆跡が異なると判断されるため、本人直筆というよりは、他者による「写し」であろうと思われる。とはいへ、内容的には、実際に第一線で兵士を取りまとめた一隊の長が残した記録であることには変わりないので、歴史資料として充分評価できるものと言えるだろう。^{〔4〕}

概要としては、明治元年三月二十五日から同年四月二十三日までに起こつた出来事を、日を追つて記してあり、結城戦争、流山戦争を経て、とりわけ宇都宮戦争に関することに多くの分量が割かれている。しかし、時系列で書き連ねてあるため、個々の事件が途切れ途切れになつて流れを追いにくくなつてゐる。そこで以下、補足説明として、史料に関連する事件を個別に整理しておきたい。

まずは、現在の茨城県域における最初の戊辰戦争とされる、結城戦争について見ておこう。これは、簡単に言えば、抗戦派（佐幕派）の藩主において、出典を「猶崎頼三戦録」とする部分が見受けられるので、おそらく著者は、ここで紹介する「戦録」と同じ史料を使用したのではないかと考えられる。しかしながら、当館の所蔵品は、文中に誤字が數

2003年3月10日 印刷
2003年3月24日 発行

茨市郷土博物館研究報告
第13号

発行 茨市郷土博物館
茨市江向552-11

印刷(有)マシヤマ印刷
茨市大字椿3732-7

